

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

中東諸国における特許・実用新案・意匠・商標の
審査運用の実態および審査基準・審査マニュアル
に関する調査研究 報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

B. トルコ

1. 概要及び基礎情報

1.1. 基礎情報¹

1.1.1. 一般事情

(1) 面積

780,576 平方キロメートル（日本の約 2 倍）

(2) 人口

78,741,053 人（2015 年、トルコ国家統計庁）

(3) 首都

アンカラ

(4) 民族

トルコ人（南東部を中心にクルド人、その他アルメニア人、ギリシャ人、ユダヤ人等）

(5) 言語

トルコ語（公用語）

(6) 宗教

イスラム教（スンニ派、アレヴィー派）が大部分を占める。その他ギリシャ正教徒、アルメニア正教徒、ユダヤ教徒等

1.1.2. 経済²

(1) 産業割合

サービス業（57.4%）、工業（23.4%）、農業（7.6%）

(2) GDP（名目）

7,199 億ドル

(3) 1 人当たり GDP

9,261 ドル

(4) 総貿易額

輸出 1,439.3 億ドル／輸入 2,072 億ドル

(5) 主要貿易品目

- ・輸出 自動車・部品（12.1%）、機械類（8.6%）、貴金属類（7.8%）、ニット衣類（6.2%）
- ・輸入 鉱物性燃料（18.3%）、機械類（12.3%）、電気機器（8.5%）、自動車・部品（8.5%）

(6) 主要貿易相手国（トルコ経済省）

- ・輸入 中国（12%）、ドイツ（10.3%）、ロシア（9.8%）…日本（1.5%、第 14 位）
- ・輸出 ドイツ（9.3%）、英国（7.3%）、イラク（5.9%）…日本（0.2%、第 63 位）

¹ 基礎情報の記載は、注釈のあるものは除き、外務省ウェブサイト「国・地域 基礎データ トルコ共和国」のデータを参照した。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/turkey/index.html>（最終アクセス日：2017 年 2 月 7 日）

² 特記ない限り、トルコ国家統計庁発表の 2015 年度数値による。

(7) 通貨

トルコ・リラ

(8) 為替レート（トルコ中央銀行）

トルコ・リラ=約 34 円 （2016 年 10 月時点）

1.1.3. 経済関係

(1) 貿易

- ・対日輸出 3.34 億ドル（紙巻たばこ、マグロ、スパゲッティ等）
- ・対日輸入 31.4 億ドル（建設機械、自動車・部品、鋼板等）

(2) 日本からの対トルコ直接投資額

3.61 億ドル （2015 年）

(3) 概況

トルコは日本企業にとって、国内市場に加え、EU 及び近隣諸国市場への生産拠点として注目が高まっており、また、消費市場の拡大に伴い販売拠点の設立も相次いでいる。特に近年企業の進出や現地法人化の動きが加速しており、業種もこれまでの商社、建設、製造業に加えて、金融、食品、医療、報道・出版など多岐にわたっている。

1.2. 産業財産制度の概要

1.2.1. 法令等整備状況

1.2.1.1. 加盟している産業財産権に関する主な条約

トルコは、産業財産権に関する以下の条約に加盟している。

- ・パリ条約
- ・知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）
- ・特許協力条約（PCT）
- ・標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書
- ・意匠の国際登録に関するハーグ協定ジュネーブ改正協定
- ・特許法条約（PLT）
- ・商標法条約（TLT）
- ・欧州特許条約（EPC）

1.2.1.2. 産業財産に関する法律

特許法（実用新案含む³）、意匠法及び商標法が整備されている。

特許法：2014 年 5 月 29 日に改正された 1995 年 6 月 24 日法律 No.551

意匠法：2004 年 6 月 26 日法律 No.5194 により改正された 1995 年 6 月 24 日法律 No.554

商標法：2015 年 6 月 2 日に改正された 1995 年 6 月 24 日法律 No.556

トルコの知的財産権に関する法律は、2016 年 12 月末に法改正されて知的財産法（IP

³ 実用新案は特許法に規定されている（法第 154 条から第 170 条）。

Code No.6769/2017) に統一された⁴。主な変更点は以下のとおりである⁵。

特許（実用新案）：

- ・特許付与後（6月以内）の異議申立制度が導入された（実用新案は対象外）。
- ・第二医薬用途の発明についての特許が認められるようになった。
- ・実体審査を実施しない特許（存続期間7年）が廃止された。

意匠：

- ・（方式審査の中での）新規性違反の拒絶が可能になった。
- ・意匠登録査定後の異議申立期間が短縮された（6月から3月）。

商標：

- ・商標の出願公告後の異議申立期間が短縮された（3月から2月）。
- ・商標の不使用に関するトルコ特許庁への訴えが可能になる。
- ・専門用語全般を EU 商標指令（EU Trade Mark Directive）に揃えた。

なお、本調査報告書では、トルコの知的財産制度については、質問票調査を実施した 2016 年 11 月時点での法律に基づいて記載する。

1.2.2. 管轄官庁及び人的体制⁶

特許、実用新案、意匠及び商標ともにトルコ特許庁（以下、庁と記載する場合があります）が管轄する。職員数は、特許及び意匠については 129 名（審査官 112 名（うち審判官 25 名）、その他 17 名）、商標については 151 名（審査官 82 名、審判官 22 名、その他 47 名）。

トルコ特許庁の組織図は図 TR-1 のとおりである。

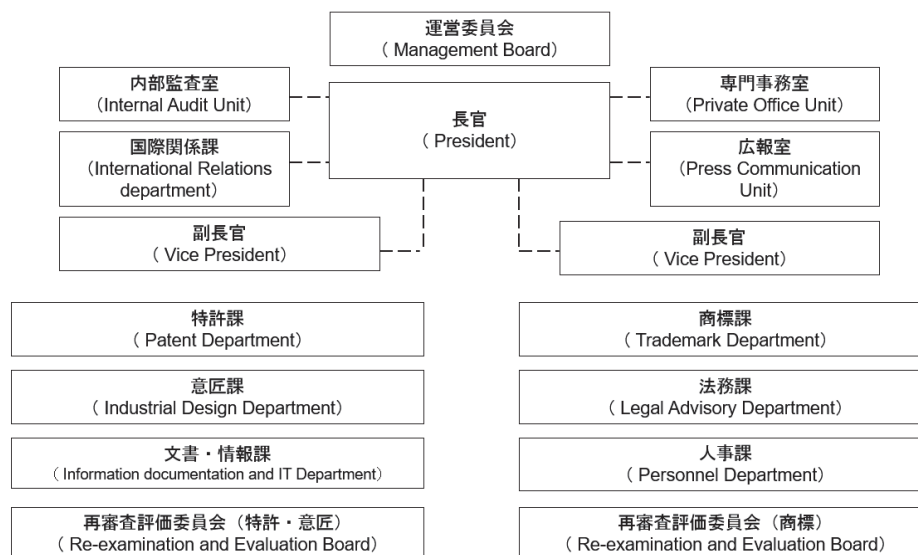


図 TR-1 トルコ特許庁の組織図⁷

⁴ 2017 年 2 月 23 日時点で知的財産法（IP Code No.6769/2017）に対応する規則は未公開

⁵ 質問票調査及び Globe Business Media Group 社の LEXOLOGY ウェブサイト「New IP Code - patents and designs」（トルコ／2017 年 1 月 30 日）の情報に基づく。

<http://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=97493377-b751-4020-97d7-002afb047bbc/>（最終アクセス日：2016 年 2 月 21 日）

⁶ 本調査の質問票調査の回答に基づく（意匠の職員数の回答は得られなかった）。

⁷ トルコ特許庁 Annual Report 2015 の組織図を参考に作成した。組織名の日本語訳は、本調査研究のための仮訳である。

1.3. トルコの産業財産制度の基礎情報（統計情報⁸）

1.3.1. 産業財産権の出願・登録件数

(1) 特許、実用新案、意匠、商標の出願件数と登録件数

	年	特許	実用新案	意匠	商標
出願件数	2011	10,241	3,244	7,989	117,723
	2012	11,599	3,789	8,423	111,143
	2013	12,055	3,558	8,782	108,608
	2014	12,375	3,568	9,028	111,544
	2015	13,958	3,583	8,896	110,679
登録件数	2011	6,539	1,976	7,348	42,059
	2012	7,816	2,299	7,767	64,721
	2013	8,925	2,037	8,393	83,189
	2014	8,530	2,551	8,265	87,545
	2015	10,100	2,767	9,225	83,027

⁸ トルコ特許庁ウェブサイトに掲載のものを用いた。http://www.tpe.gov.tr/TurkPatentEnstitusu/statistics/（最終アクセス日：2016年10月24日）

(2) 特許、実用新案、意匠、商標の国籍別の出願件数（上位5か国）

年	特許		実用新案		意匠		商標	
	国籍	出願件数	国籍	出願件数	国籍	出願件数	国籍	出願件数
2011	TR	4,087	TR	3,175	TR	7,522	TR	103,747
	DE	1,583	DE	10	US	99	DE	2,528
	US	941	CN	7	JP	74	US	2,528
	CH	525	ES	6	IT	42	CH	1,125
	IT	492	IT	5	DE	38	FR	970
2012	TR	4,543	TR	3,725	TR	7,864	TR	97,311
	DE	1,823	DE	11	US	159	US	2,527
	US	1,175	SK	9	JP	71	DE	2,332
	CH	552	CN	5	IT	59	CH	990
	IT	499	ES	5	DE	54	FR	967
2013	TR	4,528	TR	3,454	TR	8,209	TR	93,316
	DE	1,799	IT	15	US	120	US	2,761
	US	1,286	IN	13	KR	67	DE	2,413
	CH	659	DE	10	JP	64	FR	1,082
	IT	555	US	6	DE	54	CH	1,052
2014	TR	4,861	TR	3,478	TR	8,393	TR	97,145
	DE	1,849	US	13	US	155	US	2,531
	US	1,308	DE	12	JP	62	DE	2,182
	CH	614	IT	12	DE	61	CH	1,245
	IT	558	CN	10	KR	52	IT	874
2015	TR	5,512	TR	3,451	TR	8,291	TR	95,962
	DE	2,046	US	44	US	160	US	2,803
	US	1,557	DE	15	JP	68	DE	2,242
	CH	665	CN	11	DE	66	CH	1,146
	IT	649	FI	8	KR	65	IT	880

CH：スイス CN：中国 DE：ドイツ ES：スペイン FI：フィンランド

FR：フランス GB：英国 IN：インド IT：イタリア JP：日本 KR：韓国

NL：オランダ SK：シリア TR：トルコ US：米国

(3) 特許、実用新案、意匠、商標の国籍別の登録件数（上位5か国）

年	特許		実用新案		意匠		商標	
	国籍	登録件数	国籍	登録件数	国籍	登録件数	国籍	登録件数
2011	DE	1,440	TR	1,948	TR	6,915	TR	35,858
	US	857	CN	5	US	94	US	1,290
	TR	847	DE	4	JP	74	DE	940
	CH	495	US	3	NL	36	CH	520
	IT	476	IN/IT	2	FR/IT	35	FR	426
2012	DE	1,797	TR	2,245	TR	7,274	TR	52,386
	US	1,125	CN	7	US	130	DE	2,322
	TR	1,025	DE	7	JP	69	US	2,052
	CH	518	US	4	IT	48	CH	1,121
	IT	494	BE/FR/IT	3	DE	46	FR	876
2013	DE	1,934	TR	1,997	TR	7,812	TR	68,389
	US	1,288	DE	7	US	142	DE	2,608
	TR	1,244	US	6	JP	71	US	2,577
	CH	701	CN	4	DE	61	CH	1,233
	IT	582	IT	3	KR	55	FR	1,126
2014	DE	1,808	TR	2,474	TR	7,609	TR	72,334
	US	1,257	IT	15	US	156	US	2,644
	TR	1,251	DE	11	JP	76	DE	2,560
	CH	600	IN	9	FR	53	CH	1,113
	IT	540	CN/ES/US	4	IT	50	FR	1,045
2015	DE	2,072	TR	2,681	TR	8,574	TR	70,111
	TR	1,730	CN	12	US	177	US	2,636
	US	1,389	DE	11	DE	71	DE	1,850
	CH	684	IN	10	KR	67	CH	1,059
	IT	668	IT	10	JP	65	FR	754

BE：ベルギー CH：スイス CN：中国 DE：ドイツ FR：フランス IN：インド
 IT：イタリア JP：日本 KR：韓国 NL：オランダ TR：トルコ US：米国
 ES：スペイン

※ 国名を“/”で分けて併記した国の件数は同数である。

(4) 特許、実用新案、意匠、商標の分類別の出願件数（上位5分類）

年	特許		実用新案		意匠		商標	
	分類	出願件数	分類	出願件数	分類	出願件数	分類	出願件数
2011	A	2,209	A	947	第6類	1,257	第35類	41,743
	B	1,906	B	630	第32類	951	第25類	10,905
	C	1,357	E	385	第7類	566	第41類	10,224
	F	893	F	351	第9類	460	第9類	9,740
	H	626	G	172	第2類	428	第29類	9,329
2012	A	2,722	A	1,090	第6類	884	第35類	36,331
	B	2,020	B	647	第32類	709	第25類	11,795
	C	1,709	F	386	第7類	369	第41類	11,196
	F	1,109	E	360	第9類	344	第9類	10,048
	H	806	G	216	第2類	336	第43類	9,593
2013	A	2,141	A	1,078	第6類	1,810	第35類	34,229
	B	1,494	B	593	第32類	1,698	第41類	11,954
	C	1,119	F	442	第7類	646	第25類	11,534
	F	830	E	316	第2類	606	第43類	10,576
	G	743	G	235	第9類	602	第9類	9,705
2014	A	2,370	A	1,088	第6類	2,103	第35類	36,517
	B	1,632	B	702	第32類	1,515	第41類	12,477
	F	1,059	F	434	第7類	678	第43類	12,315
	C	842	E	361	第9類	661	第25類	10,948
	G	780	G	237	第2類	537	第9類	10,019
2015	A	3,669	A	994	第6類	2,028	第35類	37,820
	B	2,479	B	728	第32類	1,497	第43類	12,817
	C	1,848	F	366	第7類	700	第41類	12,797
	F	1,485	E	364	第9類	605	第30類	10,300
	H	1,153	G	229	第2類	523	第25類	10,211

特許の分類：国際特許分類⁹（IPC）

意匠の分類：意匠国際分類¹⁰（ロカルノ分類）

商標の分類：商品・サービス国際分類¹¹（ニース分類）

⁹ 分類の詳細については、巻末の「M. 国際分類」を参照

¹⁰ 分類の詳細については、巻末の「M. 国際分類」を参照

¹¹ 分類の詳細については、巻末の「M. 国際分類」を参照

(5) 特許、実用新案、意匠、商標の分類別の登録件数（上位5分類）

年	特許		実用新案		意匠		商標	
	分類	登録件数	分類	登録件数	分類	登録件数	分類	登録件数
2011	A	1,697	A	697	第6類	1,568	第35類	9,136
	B	1,533	B	475	第32類	1,115	第25類	4,266
	C	1,303	E	285	第7類	686	第30類	4,254
	F	598	F	249	第9類	611	第29類	4,057
	H	482	G	124	第2類	494	第9類	4,043
2012	A	1,938	A	772	第6類	1,614	第35類	16,031
	B	1,635	B	524	第32類	1,278	第9類	6,655
	C	1,578	E	324	第7類	666	第25類	6,460
	F	762	F	318	第2類	609	第41類	6,045
	H	663	G	149	第9類	592	第5類	5,639
2013	A	1,426	A	759	第6類	1,740	第35類	30,195
	B	1,233	B	452	第32類	1,629	第9類	8,530
	C	1,148	F	287	第9類	646	第25類	8,514
	F	572	E	253	第7類	629	第41類	8,478
	G	475	G	127	第2類	601	第5類	7,096
2014	A	1,502	A	885	第6類	1,942	第35類	28,596
	B	1,145	B	553	第32類	1,469	第41類	9,771
	C	802	F	361	第7類	667	第25類	9,404
	F	493	E	294	第9類	608	第9類	9,176
	G	377	H	164	第2類	547	第43類	7,970
2015	A	2,393	A	950	第6類	2,220	第35類	28,055
	C	1,547	B	635	第32類	1,599	第41類	9,638
	B	1,545	F	395	第9類	686	第9類	8,809
	F	868	E	305	第7類	673	第43類	8,710
	H	676	G	208	第2類	545	第25類	7,982

特許の分類：国際特許分類¹²（IPC）

意匠の分類：意匠国際分類¹³（ロカルノ分類）

商標の分類：商品・サービス国際分類¹⁴（ニース分類）

¹² 分類の詳細については、巻末の「M. 国際分類」を参照

¹³ 分類の詳細については、巻末の「M. 国際分類」を参照

¹⁴ 分類の詳細については、巻末の「M. 国際分類」を参照

(6) 特許、実用新案、意匠、商標の出願人名別の上位5名の出願件数¹⁵

年	特許		実用新案	
	出願人	出願件数	出願人	出願件数
2014	ARÇELİK	275	ONKA ELEKTRİK MALZEMELERİ SAN. VE TİC.LTD.ŞTİ.	15
	FORD OTOMOTİV	110	TIRSAN TREYLER SANAYİ TİCARET VE NAKLİYAT A.Ş.	14
	TURKCELL TEKNOLOJİ AR-GE	91	TUSAŞ - TÜRK HAVACILIK VE UZAY SANAYİİ A.Ş.	12
	ERDAL CAN ALKOÇLAR	86	ASELSAN ELEKTRONİK SANAYİ VE TİCARET ANONİM ŞİRKETİ	11
	OTOKAR	68	TORNADO MAKİNA OTOMOTİV İNŞAAT SAN.VETİC LTD ŞTİ	10
2015	ARÇELİK	385	—	—
	TURKCELL TEKNOLOJİ AR-GE	146	—	—
	FORD OTOMOTİV	138	—	—
	TOFAŞ	108	—	—
	VODAFONE TEKNOLOJİ	78	—	—

1.3.2. 審査の状況¹⁶

(1) 審査にかかる期間

	ファーストアクションの日までの平均期間	査定日までの平均期間
特許	審査請求の日から 8 月	出願日から 3 年
実用新案	出願日から 45 日	出願日から 6 月
意匠	出願日から 1 週間	出願日から 8~9 月
商標	出願日から 1、2 週間	出願日から 6~8 月

(2) 最終処分¹⁷

	特許	実用新案	意匠	商標
登録	10,100	2,767	9,232	83,027
拒絶	1,671		945	—
その他	—	—	—	—
合計	—	—	—	—
統計年度	2015	2015	2015	2015

1.3.3. 審判請求並びに行政訴訟及び民事訴訟の統計

本調査研究では審判請求及び訴訟の統計情報は得られなかった¹⁸。

¹⁵ 意匠及び商標についての情報は得られなかった。また実用新案についての 2015 年の情報も得られなかった。

¹⁶ 本調査研究における質問票調査に基づく。

¹⁷ 本調査研究における質問票調査に基づく。表における数字は該当件数を示す。また情報が得られなかったものについては「—」を記載した。

¹⁸ 本調査研究における質問票調査に基づく。

1.4. 産業財産制度の動向

1.4.1. 知的財産に関する政策・戦略

特許（実用新案含む）、意匠及び商標の審査について、審査期間の短縮及び審査の品質向上・ばらつき低減に関する改善が進められている¹⁹。

1.4.2. 知的財産に関する運用（品質管理、審査官の育成、知的財産の利用促進等）

特許（実用新案含む）、意匠及び商標の審査における品質向上・ばらつき低減に対して、審査官の研修及び上司によるチェック体制に関する改善が進められている²⁰。

トルコ特許庁では、ユーザー向けの説明会の開催やウェブサイト²¹上での情報公開等（出願手続に必要な情報等）の知的財産の利用促進のための取組を実施している²²。

トルコ特許庁は、2016年にPCTの国際調査機関（International Searching Authority、以下ISAという。）及び国際予備審査機関（International Preliminary Examination Authorigy、以下IPEAという。）に選定されて、すでに調査及び予備審査の準備を開始しているが、トルコ特許庁が審査を実施していない国際特許分類（IPC分類）の出願については、出願人は外国のISA又はIPEAを指定することができる²³。

1.4.3. その他産業財産制度の運用等に関する情報

トルコでは税関法及び税関規則により特許権（実用新案権含む）、意匠権及び商標権の侵害被疑品に関する水際措置が規定されている。また特許法、意匠法及び商標法において権利侵害の規定、民事措置及び刑事罰等が規定されている。

¹⁹ 本調査研究における質問票調査に基づく。

²⁰ 本調査研究における質問票調査に基づく。

²¹ トルコ特許庁ウェブサイト <http://www.turkpatent.gov.tr/TurkPatent/?lang=tr>（最終アクセス日：2017年2月24日）

²² 本調査研究における質問票調査に基づく。

²³ 本調査研究における質問票調査に基づく。

2. 特許²⁴

2.1. 特許制度の枠組み^{25,26}

2.1.1. 保護対象

特許法における特許²⁷に係る保護対象は、法第1条のとおり、産業財産権²⁸の範囲で保護に適合と認められる発明である。

法第1条 目的と範囲

(中略)

本法は、工業所有権の付与に値する発明に対する特許証又は実用新案証の交付についての原則、規則、条件及び要件に係るものである。

2.1.2. 権利の存続期間

実体審査の有無（出願人による選択）により存続期間が異なる。実体審査後に付与された特許権については出願日から20年（延長なし）であり、実体審査無しで付与された特許権については出願日から7年である（ただし、出願日から7年以内に実体審査を経て特許権を付与されたものは、出願日から20年までに延長される）。

法第72条 特許の期間

実体審査により付与される特許の期間は、出願日から20年の延長できない期間とするものとする。

実体審査によらず付与される特許の期間は、7年とする。当該7年の期間内に実体審査の請求がなされ、そのような実体審査が行われた後に特許が付与される場合は、特許の期間は、出願日からの20年に延長されるものとする。

2.1.3. 権利の効力

特許権の効力は法第73条で規定されており、特許権者は自己の特許権に係る発明を実施する権利を専有する。

²⁴ 本調査報告書では、トルコの特許制度は、質問票調査を実施した2016年11月時点での法律に基づいて記載する。法改正については、概要及び基礎情報に係る「1.2.1.2. 産業財産に関する法律」を参照

²⁵ 本調査報告書における特許法及び特許規則の日本語訳は、日本国特許庁ウェブサイトの外国産業財産権制度情報に掲載のものを引用した。

特許法：https://www.jpo.go.jp/shiryous/s_sonota/fips/pdf/turkey/tokkyo.pdf（最終アクセス日：2017年2月10日）

特許規則：https://www.jpo.go.jp/shiryous/s_sonota/fips/pdf/turkey/tokkyo_kisoku.pdf（最終アクセス日：2017年2月10日）

引用する条文番号については、特許法では「法第～条」、特許規則では「規則第～条」と記載する。以下も同様。

²⁶ トルコの特許制度の枠組みは、法律及び質問票調査に加えて、下記の情報も参照した。

AIPPI・JAPAN 発行 MANUAL FOR THE HANDLING OF APPLICATIONS FOR PATENTS, DESIGNS AND TRADE MARKS THROUGHOUT THE WORLD（トルコ 2012年12月追補版）

外国産業財産権侵害対策等支援事業ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」トルコ” <http://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/TURKEY.html>（最終アクセス日：2017年2月10日）

「トルコにおける特許権取得・行使上の留意点」日本知的財産協会 資料第450号

²⁷ 本調査報告書において、条文引用の日本語訳における記載を除いて、本文中では「特許証」は「特許権」又は「特許」と、「実用新案証」は「実用新案権」又は「登録実用新案」と記載する。

²⁸ 本調査報告書において、条文引用又は組織名の日本語訳における記載を除いて、「知的所有権」は「知的財産権」と、「工業所有権」は「産業財産権」と記載する。

法第 73 条 特許による権利の範囲

特許所有者が、特許が付与する権利の利益を受けるに当たっては、発明の場所、技術分野、及び当該製品が輸入品であるか国産品であるかを問わないものとする。

特許所有者は、自己の許可なく第三者により実行される次の行為を防止する権利を有する。

- (a) 特許製品の生産、販売、使用、若しくは輸入、又は個人利用以外の目的のための在庫保有
- (b) 特許が関係する方法の使用
- (c) 実施が禁止であることが知られている又は禁止であることが知られている筈の特許方法の実施についての他人への提供申出
- (d) 特許方法により直接取得された製品の販売提供、使用、若しくは輸入、又は個人利用以外の目的のための在庫保有

2.1.4. 優先権

パリ同盟国への第 1 国の出願人は、その特許出願又は実用新案登録出願の出願日から 12 月の期間、優先権を主張することができる（法第 49 条）。

法第 49 条 国際条約による出願から発生する優先権

パリ条約加盟国の国民である自然人又は法人、又はその国民でない場合は、当該国に居所若しくは営業中の事業所を有する自然人又は法人は、トルコにおける特許又は実用新案証の出願のための当該国の授権機関に対する特許又は実用新案証付与の出願日から 12 月の優先権を享受するものとする。

(以下、省略)

また、トルコにおいて開催される国内若しくは国際博覧会又はパリ同盟国における公式の国内・国際博覧会等の博覧会出品に基づく優先権主張も認められている（法第 50 条）。

法第 50 条 博覧会出品から発生する優先権

第 49 条第 1 段落の意味の範囲内の自然人又は法人であって、トルコにおいて開催される国内若しくは国際博覧会、又はパリ条約加盟国で開催される公式若しくは公認の国内若しくは国際博覧会で、特許若しくは実用新案証により保護される製品を展示出品した者は、特許若しくは実用新案証の出願が当該博覧会における展示出品日から 12 月の期間内になされることを条件に、優先権を主張する権利を有する。

(以下、省略)

2.1.5. 新規性喪失の例外

出願日前の 12 月の期間は、(a)から(c)に該当する開示は、特許性（新規性等）を害さない（法第 8 条）。

また、トルコでは、出願日が優先日の場合には、優先日前の 12 月の期間にも新規性喪

失の例外が認められる。

法第 8 条 特許可能性を害さない開示

情報の開示は、出願において請求される発明の特許性を、他の場合は害するであろうが、次の条件下での開示は、出願日に先立つ 12 月の期間、又は出願について優先権が主張されている場合は優先日に先立つ 12 月の期間、当該発明の特許性を害さないものとする。

- (a) 発明者による開示
- (b) 当該情報が次のものに含まれている場合の序による開示
 - (1) 発明者により提出された別の出願であって、序によって開示されるべきでなかったもの、又は
 - (2) 発明者に知らせることなく若しくは発明者の承諾を得ずに第三者によりなされた出願であって、当該情報を発明者から直接若しくは間接的に得たもの
- (c) 当該情報を発明者から直接又は間接的に得た第三者による開示
(以下、省略)

2.1.6. 登録要件

特許の登録要件は法第 5 条に規定されているとおり、新規性があり、技術水準を超えており（進歩性があること）、産業上利用できる発明であることである。

新規性、進歩性及び産業上の利用についてはそれぞれ下記のとおり、規定されている。

法第 5 条 特許を受けることができる発明

新規性があり、技術水準を超えており、産業上の利用ができる発明は、特許により保護するものとする。

法第 7 条 新規性

技術水準の一部でない発明は、新規性のあるものとみなされる。

技術水準の構成要素とは、特許出願日前に世界の何れかの場所において、書面若しくは口頭によるか、又は実施若しくはその他の方法による開示により公衆に入手可能となっている発明の主題に係る情報である。

特許出願日前にトルコで提出された特許及び実用新案登録出願であって当該日以後に公開されたものは、その最初の開示時点から技術水準に含まれるものとみなされる。

法第 9 条 進歩性

発明は、技術水準から見て、技術の熟練者により容易に推測できない行為の結果である場合は、技術水準を超える（進歩性を包含する）ものとみなされる。

法第 10 条 産業上の利用性

発明は、特定の産業又は分野において生産又は実施に応じることができる場合は、産業上の利用性があるものとみなされる。これには農業も含まれる。

2.1.7. 第三者による情報提供制度

出願人は、方式審査の後、出願人からの申請により技術水準に係る調査²⁹が実施され調査結果が公開される。

実体審査をするか否かの選択³⁰において、出願人が実体審査をしないことを選択した場合には、第三者は、当該調査報告書公開日後 6 月以内に調査報告書に係る自己の所見を提出することができる。

法第 60 条 実体審査によらない特許付与

第三者は、関連文献を添付し、施行規則に規定の様式で調査報告書の公開日後 6 月以内に、調査報告書の内容に係る所見を庁に提出することができる。

第三者が調査報告書に係る自己の所見を提出することができる期間の満了時、庁は、第三者により提出された裏付書類と共に調査報告書に係るそのような意見書を出願人に通知するものとする。

出願人は、第 2 段落による第三者によりなされる所見の自己への通知日後 3 月以内に、調査報告書に係る自己が第三者の所見に対応するのに関連あるものとみなす所見をなすことができ、自己が必要とみなす場合は、クレームを補正することができる。

(以下、省略)

また、前記の実体審査をするか否かの選択において、出願人が実体審査を選択した場合には、第三者は新規性・進歩性の欠如又は明細書の不備等の特許要件の不備を理由に、特許権付与に対して申立て³¹ (以下、法第 62 条の申立てという。) をすることができる。

法第 62 条 実体審査による特許付与

(中略)

技術水準に係る調査報告書の公開に続く 6 月以内に、第三者は、施行規則に規定の様式により、新規性若しくは進歩性の欠如又は明細書の不備を含む特許性要件の不遵守を主張することにより、特許付与に対して異議申立をすることができる。当該異議申立には、その主張を裏付ける証拠書類を添付し、異議申立を文書化するものとする。

(以下、省略)

2.1.8. 出願公開制度

出願日 (又は優先日) から 18 月経過後で、かつ方式審査後の技術水準に係る調査³²の申請提出があった後に出願公開される。なお、出願人の申請による早期公開も可能である。

²⁹ 技術水準調査については、「2.3.5. 審査の手順」及び「2.3.1. 出願から登録までの流れ」を参照

³⁰ 実体審査をするか否かの選択については、「2.3.5. 審査の手順」及び「2.3.1. 出願から登録までの流れ」を参照

³¹ 特許法の引用条文中の日本語訳では、「異議申立て」が使用されているが、審査結果に対する日本の異議申立てとは異なる。法第 62 条の申立ての手順については、「2.3.5. 審査の手順」及び「2.3.1. 出願から登録までの流れ」についても参照

³² 方式審査及び技術水準調査については、「2.3.5. 審査の手順」及び「2.3.1. 出願から登録までの流れ」を参照

法第 55 条 出願の公開

出願は、出願日から、又は、主張される優先日から 18 月の期間の経過後、施行規則による公開時に公衆の閲覧に供され、第 54 条による方式要件遵守に係る審査の庁による完了後及び技術水準の調査を行うことについての請求の第 56 条による提出後に、公開される。

出願は、施行規則に規定の様式及び条件に従い、すべての詳細を伴って関係公報で定期的に公開される。

出願人の請求があれば、出願は、第 1 段落にいう 8 月³³の期間が経過していなくても、本条の規定により公開される。

2.1.9. 審査請求制度

出願人は、実体審査を希望する場合には、前記の技術水準に係る調査報告書の公開に続く 6 月以内に審査請求をしなければならない（法第 62 条）。

ただし、審査開始のためには、審査手数料が納付済みであることが必要である。また、早期審査制度はない³⁴。

法第 62 条 実体審査による特許付与

（中略）

技術水準に係る調査報告書の公開に続く 6 月以内に、実体審査により特許取得を希望する出願人は、庁に対して、発明の主題が明解に説明されているか、発明が新規であり進歩性を含むか否かを決定するよう請求するものとする。そのような審査を行うについては、第三者に異議申立を認める 6 月の期間の満了及び、施行規則に規定の審査手数料の納付を条件とする。審査手数料は、第 2 段落に規定の期間内にいつでも納付することができる。

（以下、省略）

2.1.10. 秘密保持に関する制度

特許出願は原則、出願日から 2 月の期間秘密にされ、庁及び国防省は国防に重要な発明を特定する。特許出願又は特許が守秘すべきものとされた場合には、発明内容の開示や実施が制限される（法第 125 条）。

また、秘密管理下で発行された特許は、付与日から 1 年間守秘されて、その期間は 1 年次単位で延長することができる（法第 126 条）

法第 125 条 秘密保持の条件

特許出願の内容は、庁がより早く開示することを決定する場合を除き、出願日から 2 月の期間守秘されるものとする。

庁は、出願に係る発明が、国防に重要であるものとみなすに至る場合は、特許出願が守

³³ 特許法の引用条文中の日本語訳では「8 月」となっているが、正しくは「18 月」である。

³⁴ 本調査研究における質問票調査に基づく。

秘される期間を出願日から5月まで延長することができる。庁は、当該状況を文書で出願人に通知するものとし、直ちに国防省に出願の複写を送達することにより国防省に伝達するものとする。

第1段落及び第2段落にいう目的のために、庁及び国防省は協力して、国防に重要な発明を特定するものとし、国防省は、守秘義務を尊重することを条件として、すべての特許出願を事前審査する権限を有するものとする。

国防利益が危急の場合は、国防省は、当該5月の期間の満了前に、特許出願が秘密裡に手続され、出願人が当該状況につき伝達されることを庁に対して文書で請求することができる。

特許出願又は特許が守秘される場合は、出願人又は特許所有者は、発明内容についての情報が無権限の者に伝わるような行為を忌避するものとする。国防省は、出願人又は特許所有者の請求に際し、特許出願又は特許の主題が全体的に又は部分的に、国防省により設定される条件下で実施されることを認容することができる。

法第126条 秘密特許の登録簿、秘密期間の延長及び秘密の廃止

秘密管理下で発行された特許は、秘密特許登録簿に記入され、付与日から1年間守秘されるものとし、その守秘期間は1年次単位で延長することができ、特許権者はそのような延長ごとに伝達を受けるものとする。この秘密期間の年ごとの延長は戦争中及び休戦後1年経過までは実施されないものとする。

(以下、省略)

2.1.11. 分割に関する制度

方式審査³⁵の際に、発明の単一性を満たさない特許出願は、庁からの通知を受けて6月以内に出願を分割しなければならない(規則第15条及び第16条並びに法第45条)。また、各分割出願の出願日³⁶は、原出願の範囲にとどまる場合には原出願の出願日とみなされる。さらに、分割出願の出願人はその出願と同時に技術水準調査³⁷の請求をし、3月以内に手数料を支払わなければならない。

規則第15条 発明の単一性

法律第45条第1段落の規定を満たさない出願は、庁の請求を受けて、別個の出願に分割するものとする。

庁は、必要な変更をするために出願人に6月を許容するものとする。

規則第16条 分割出願

第15条により分割された出願から生じる各分割出願は、原出願の範囲内にとどまることを条件として、その出願日として原出願の出願日が付与されるものとする。優先権を主張している場合は、優先権は分割した出願にも及ぶものとする。

³⁵ 方式審査については、「2.3.5. 審査の手順」及び「2.3.1. 出願から登録までの流れ」を参照

³⁶ 出願日の認定については、「2.3.4. 出願日の認定と出願書類」を参照

³⁷ 技術水準調査については、「2.3.5. 審査の手順」及び「2.3.1. 出願から登録までの流れ」を参照

分割出願の出願人はその出願日に、技術水準調査が行われるよう庁に請求するものとし、手数料回報に規定されている手数料を請求日から3月以内に納付しなければならない。

出願人が技術水準調査を請求しないか、又は本条の規定による調査手数料を納付しない場合は、その出願は取り下げたとみなされる。

法第45条 発明の単一性

特許出願に係るものは、単数の発明であるか、又は包括的性質の主要発明概念を共有し当該主要発明概念により結ばれた一群の複数の発明の何れかである。

前段落に準じない出願は、施行規則に定める規定により分割出願に分けられる。

各分割出願は、主題が原出願の範囲内に留まる限り、原出願と同一の出願日を有するものとする。原出願につき優先権が主張されている場合は、各分割出願は、原出願につき主張されている優先権を享受する。

2.1.12. 出願の変更に関する制度

特許出願は、以下の場合に実用新案登録出願へ変更することができる。

- ・実体審査を選択しない場合：法第65条(a)に規定する期間内³⁸
- ・実体審査を選択した場合：法第65条(b)に規定する期間内³⁹

また、方式審査後に庁から出願の変更を提案されることもあるが、出願人はそのような提案を自由に受諾又は拒絶することができる。

法第65条 特許出願を実用新案登録出願に変更すること

出願人は、出願の主題が、自己が次の各項に規定の条件を遵守することを前提として、実用新案証の付与により保護されることを請求することができる。

- (a) 実体審査によらない特許付与の場合は、当該請求は、第60条第1段落により調査報告書に係る所見の提出について認容される期間の満了に至るまで提出することができる。
- (b) 実体審査による特許付与の場合は、そのような請求は、庁により行われた実体審査に対する所見及び異議申立の提出についての第62条第4段落により認容される期間の満了に至るまで提出することができる。

(中略)

第54条の規定により行われる方式審査に続き、庁は、実用新案証の交付目的で出願を変更するよう出願人に提案することができる。出願人は、そのような提案を自由に受諾又は拒絶することができる。庁による出願変更の提案に対して、出願人が変更を特に請求しない場合は、当該提案は拒絶されたものとみなす。その場合は、出願の主題に関する特許付与につき、手続が継続するものとする。

(以下、省略)

³⁸ 法第60条の条文については、「2.1.7. 第三者による情報提供制度」を参照

³⁹ 法第62条の条文については、「2.1.7. 第三者による情報提供制度」を参照

2.1.13. 異議申立てに関する制度

実体審査による特許付与後に、単一性に関する要件以外の方式要件の不備に対する異議申立制度がある（法第 70 条）。

法第 70 条 方式欠陥に対する異議申立

発明の単一性に関する第 45 条の規定を除き、第三者は、第 42 条から第 63 条までによる手続要件における方式欠陥を理由として、特許付与に対する異議申立を提起する権利を有するものとする。そのような異議申立を希望する第三者は、技術水準に係る調査報告書に対する所見を先に提出している必要はなく、実体審査による特許付与制度による異議申立を提起している必要もない。

実体審査によらず付与された特許の新規性又は進歩性の欠如は、そのような異議申立の対象たり得ないものとする。

2.1.14. 審判制度

(1) 拒絶査定不服審判

拒絶査定不服審判とはいえないが、庁の決定に対する不服申立てについて、出願人は通知のあった日から 2 月以内⁴⁰に裁判所に提起することができる（法第 146 条）。

法第 146 条 管轄裁判所

（中略）

本法に基づいて庁が下したすべての決定に対して提起される訴訟及び庁の決定により被害を受けた第三者が庁に対して提起する訴訟について管轄権を有する裁判所は、第 1 段落に掲げるアンカラの特別裁判所とする。

(2) 無効審判

無効審判とはいえないが、特許が無効理由を有する場合には、特許により不利益をこうむる者又は利害官公庁（法第 129 条(d)の場合⁴¹のみ、さらに特許を受ける権利を有する者も可能）は裁判所に特許を無効にすることについての訴訟を提起することができる（法第 130 条）。

法第 129 条 無効

特許は、次の場合は無効を宣言されるものとする。

- (a) 発明の主題が第 5 条から第 10 条までに規定の特許性要件を満たさないことが確定される場合
- (b) 発明の主題が技術の熟練者が実施できるように十分に明瞭で分かり易い方法で説明されていないことが確定される場合
- (c) 特許の主題が出願の範囲を超える、又は、第 5 条により提出された分割出願若しくは第 12 条が適用される出願に基づいており当該出願の範囲を超えることが確定さ

⁴⁰ 本調査研究における質問票調査に基づく。

⁴¹ 冒認出願があった場合のこと

れる場合

(d) 特許所有者が第 11 条により特許権を有さないことが確定される場合
発明者若しくはその承継人のみが、特許所有者が第 11 条により特許に対する権利を有さないことを訴える権利を有するものとし、そのような場合は、第 12 条が適用されるものとする。

(以下、省略)

法第 130 条 無効宣言の請求

不利益をこうむる者又は利害官公庁は、公訴官を通じて手続し、裁判所に特許の無効を請求することができる。第 129 条第 1 段落(d)による特許の無効は、特許に対する権利を主張する権利を有する者も請求することができる。

(以下、省略)

(3) 訂正審判

特許査定後に訂正する制度はない⁴²。

2.1.15. その他

トルコでは、特許権者又は特許を受ける権利を有する者は、主特許と単一性のある発明について、主特許の包括的発明概念⁴³を発展させた発明を、主特許の特許出願の査定までに、追加特許を出願することができる（法第 121 条）。追加特許となった場合には、追加特許は、主特許の一体的部分とみなされ、年金納付の対象とならない（法第 122 条）。

法第 121 条 追加特許出願

特許又は特許出願の権利者は、第 45 条第 1 段落の意味において主特許の包括的発明概念を共有する発明であって主特許に係る発明を改善発展させる発明の保護のために追加特許を出願することができる。

特許出願に対して決定に至る時まで、特許出願に関連して追加特許の出願を提出することができる。ただし、特許出願が拒絶される場合は、追加特許は付与されないものとする。

第 9 条にいう⁴⁴進歩性の基準は、追加特許に適用されないものとする。

法第 122 条 追加特許の優先日

追加特許の優先日は、出願日により決定されるものとする。

追加特許は、主特許と同一の期間を有し、年金納付の対象にならないものとする。本法に別段の規定がない限り、追加特許は主特許の一体的部分であるものとみなされる。

⁴² 本調査研究における質問票調査に基づく。

⁴³ 法第 45 条における包括的性質の主要発明概念のことである。法第 45 条の条文については、「2.1.11. 分割に関する制度」を参照

⁴⁴ 法第 9 条の条文については、「2.1.6. 登録要件」を参照

所定の手数料の支払がない場合には、特許出願は取り下げられたものとみなされる。

法第 172 条 手数料納付及びその法的効果

(中略)

所定の特許付与手数料が、本法に規定の期間内に納付されていない場合は、特許出願は取り下げられたものとみなされる。

2.2. 審査基準・審査ガイドライン

特許（実用新案含む）について、審査全般に関する審査基準が整備されており、トルコ特許庁のウェブサイト上⁴⁵に公開されている⁴⁶。

特許の審査基準は、以下のとおり、序章も含めて 9 章からなる。

第 1 章：序論

第 2 章：出願方式の要件適合審査

第 3 章：特許出願の公開

第 4 章：調査手続き

第 5 章：審査による特許の付与

第 6 章：審査無し特許権の付与（第 60 条）

第 7 章：出願の発明内容と特別手続き

第 8 章：実用新案登録証

第 9 章：期間の算出

一方、出願人向けの出願の手続、手数料等に関する情報についてもウェブサイト⁴⁷で公開されている

⁴⁵ トルコ特許庁ウェブサイト⁴⁵に公開（トルコ語のみ）

<http://www.turkpatent.gov.tr/TurkPatent/resources/temp/EDAD1D29-D2CB-4F2E-BE4C-F1AD15F8E44C.pdf?sessionid=42B89D84C7A4A45235FDB01738B83F95/>（最終アクセス日：2017年2月24日）

⁴⁶ 本調査の質問票調査の回答に基づく。

⁴⁷ トルコ特許庁ウェブサイト <http://www.turkpatent.gov.tr/TurkPatent/>（最終アクセス日：2017年3月3日）

2.3. 審査業務

2.3.1. 出願から登録までの流れ

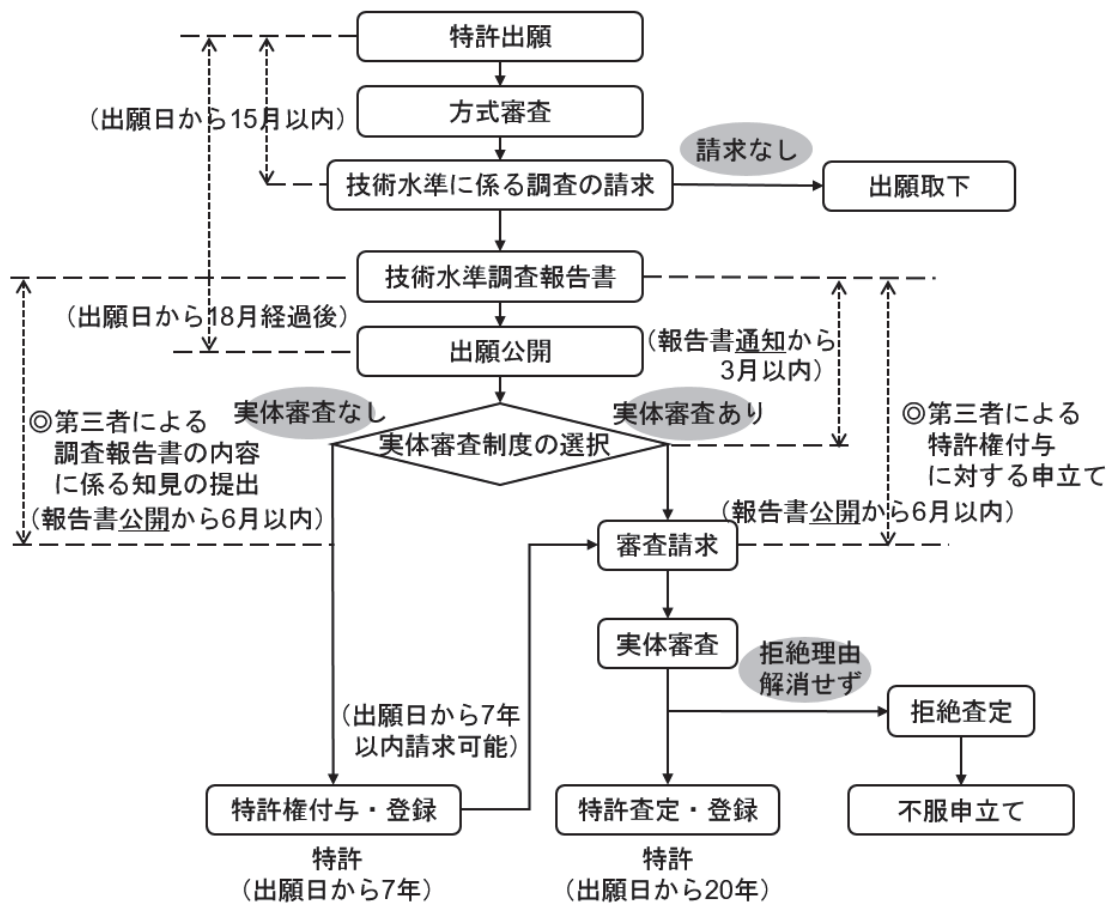


図 TR-2 出願から特許査定までの流れ⁴⁸

2.3.2. 使用分類

国際特許分類（IPC 分類）を採用。

2.3.3. 出願に用いる言語

出願時にはトルコ語以外に、英語、フランス語又はドイツ語で提出することが可能である。その場合には1月以内にトルコ語に翻訳しなければならない（法第42条）。

法第42条 特許出願及び添付書類

特許を取得するためには、本法の施行規則が決定する様式と内容に準じ次の事項を構成する出願を提出することが必要である。

（中略）

明細書及びクレームは、出願と同時に英語、フランス語又はドイツ語で提出することができる。明細書及びクレームのトルコ語への翻訳文につき及びトルコ語翻訳文の序又は

⁴⁸ 外国産業財産権侵害対策等支援事業ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」トルコ” <http://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/TURKEY.html>（最終アクセス日：2017年2月10日）及びトルコ特許法を参考に作成した。

庁指定の当局への提出につき、1月の期間が与えられるものとする。

(以下、省略)

優先権を主張して出願した場合には、出願から3月以内に優先権書類の謄本及びそのことが分かる記載のある部分⁴⁹のトルコ語の翻訳文を提出しなければならない(法第52条及び規則第13条)。

法第52条 特許出願及び添付書類

優先権の享受を希望する出願人は、自己の出願と同時に又は自己の出願日から2月以内に優先権の主張を提出するものとする。優先権主張が出願日から3月以内に具体化されない場合は、そのような優先権享受の主張はなされなかったものとみなす。

(以下、省略)

規則第13条 優先権書類

優先権を主張する場合は、優先権を生じさせる先の出願の受理官庁が属する国から取得された優先権書類の謄本及びその同定を記載する部分のトルコ語翻訳文を、出願時に又は出願日から3月以内に提出しなければならない。

(以下、省略)

2.3.4. 出願日の認定と出願書類

出願に必要な提出書類は、法第42条に規定されており、法第43条の書類を庁に提出した日を、日時を基準に出願日とされる。

ただし、審査において、請求の範囲の変更内容によっては出願日が繰り下げられる場合がある(法第43条)。

法第42条 特許出願及び添付書類

特許を取得するためには、本法の施行規則が決定する様式と内容に準じ次の事項を構成する出願を提出することが必要である。

- (a) 願書
- (b) 発明の主題の明細書
- (c) 保護が請求される発明の構成要素に係るクレーム
- (d) 明細書、クレームにいう⁵⁰図面
- (e) 要約
- (f) 出願手数料の納付を示す領収書

(以下、省略)

⁴⁹ 規則第13条の条文中の「その同定を記載する部分」については、本文中では「そのことが分かる記載のある部分」と解して記載した。

⁵⁰ 条文の日本語訳における「明細書、クレームにいう図面」とは、明細書、クレームで参照された図面という意味。法第43条(b)においても同様

法第 43 条 出願日の決定

特許出願日は、出願人が、施行規則に規定の様式により作成された次の書類を庁又は庁指定の当局に対して提出する日、時間、分とする。

(a) トルコ語又は第 42 条に規定の外国語の 1 による願書、明細書及び 1 又は 2 以上のクレームであって、本法及び施行規則に規定の方式要件を満たさない場合も含む。

(b) 明細書、クレームにいう図面

特許出願の審査の間に、特許が請求されている発明の主題が、原出願の内容が拡大するように、全面的又は部分的を問わず変更される場合は、当該変更の請求日を出願日とみなすものとする。

2.3.5. 審査の手順

出願日の認定後に、方式要件に係る審査がされる。具体的には法第 54 条に規定のとおり、方式要件及び発明の適格性等の基礎的な要件が審査される。

法第 54 条 方式要件に係る審査

出願日が確定したときは、庁は、出願が第 42 条から第 52 条まで及び施行規則に定める方式要件に適合するか否かを審査するものとする。

特許の明細書、クレーム及び図面が特許性要件に適合するか否かは、本審査の対象範囲外とする。

庁は、第 6 条及び第 10 条に則して出願の主題が、特許性がない主題及び発明に該当するか否か並びに産業上利用可能であるか否かを審査するものとする。

(中略)

本条に従って庁が行った審査により方式要件に係る瑕疵が存在しないことが明らかになった場合又はかかる瑕疵が本法の要件に従って適正に是正されたときは、庁は、出願人に対し、技術水準に関する調査の実行を求める請求が既に提出されていない場合は第 56 条に定める期間内にこれを提出するよう出願人に通知するものとする。

(以下、省略)

出願人は、方式審査の後、出願日から 15 月以内に技術水準に係る調査の請求をしなければならない。出願人が当該調査の請求をしない場合には出願は取下げられたものとみなされる (法第 56 条)。

当該調査が申請されたものは、調査終了後に報告書が作成されて出願人に通知され、応答期間である 3 月経過後に公開される (法第 57 条)。

当該通知日は実体審査をするか否かの選択の時期的要件の基準となり、また当該公開日は法第 62 条の申立て⁵¹の請求及び実体審査の請求等の時期的要件の基準となる。

⁵¹ 法第 62 条の申立てに関連する条文及び手順の流れについては、「2.1.7. 第三者による情報提供制度」及び「2.3.1. 出願から登録までの流れ」を参照

法第 56 条 技術水準に係る調査を行うことの請求及び調査手数料の納付
出願日後 15 月以内に、出願人は、技術水準に係る調査を行うことの請求を庁に提出するものとし、当該手数料を納付するものとする。

優先権が主張されている場合は、当該期間は優先日から起算する。

第 54 条第 6 段落により通知がなされる時に第 1 段落に規定の期間が既に満了している場合は、出願人は、当該通知に続く 1 月以内に技術水準に係る調査を行うことの請求を提出するものとする。

出願人が、本条の規定に準じて技術水準に係る調査を行うことの請求を提出しない場合は、出願は取り下げられたものとみなされる。

(以下、省略)

法第 57 条 技術水準に係る調査報告書の作成、通知及び公開
庁は、第 54 条の規定による出願の審査の後、第 56 条に準じて出願人により提出される技術水準に係る調査を行うことの請求を受けた上、技術水準に係る調査を行うものとする。

技術水準に係る調査報告書は、出願の主題を構成する発明の新規性及び進歩性の特徴の評価において検討されるべき技術水準の要素を含むものとする。

(以下、省略)

実体審査については、出願人が技術水準に係る調査報告書の公開から 3 月以内に実体審査をするか否かの選択をする (法第 59 条)。

実体審査をしないことを選択した場合には、前記の第三者による情報提供の期間経過後に、実体審査によらず特許査定がなされる。また、この場合には、特許権付与後でも出願日から 7 年以内に実体審査を請求することができる。

法第 59 条 実体審査制度の選択
出願人は、第 62 条の規定による特許性要件に係る審査を庁がなし得るように、当該人が実体審査による特許付与制度を選択している旨について、自己に対する調査報告書の通知後 3 月以内に庁に宣言するものとする。そのような宣言が当該期間内になされない場合は、実体審査によらない特許付与制度が選択されたものとみなされる。

法第 60 条 実体審査によらない特許付与
(中断)
庁は、出願人が第 57 条により作成された技術水準に係る調査報告書に関する自己の所見を提出することができる期間の満了後は、実体審査によらず、調査報告書又は第三者の所見を審理することなく、特許付与を決定することができる。

(中断)
実体審査請求が、出願日から 7 年以内に提出されない場合は、当該特許に対する権利は消滅する。7 年の期間経過後、実体審査請求は提出することができない。

(以下、省略)

また、実体審査をすることを選択した場合には、技術水準に係る調査報告書の公開日から6月以内に、第三者は法第62条の申立て⁵²をすることができる。

さらに出願人は、当該調査報告書の公開日から実体審査の請求をすることができ、特許の登録要件を満たす場合には実体審査の後に特許査定がなされる。

法第62条 実体審査による特許付与

特許出願及びその要件に係る、並びに出願の方式審査に関する第42条から第58条までの規定は、実体審査による特許付与制度にも適用されるものとする。

(中略)

庁は、出願人の意見書及び出願の補正事項を審査後に、庁の最終決定に達するものとする。

庁の決定は、クレームのすべてについて又は一部分を対象に特許を付与することができる。

審査の上、庁の判断で、出願が特許性要件を満たし異議申立が提起されていない場合は、庁は、特許付与を決定し、その旨を出願人に通知するものとする。

(以下、省略)

2.3.6 審査結果の通知及び応答

前記の方式審査において要件を満たさない場合には、出願に拒絶理由が通知され、それに対する出願人の意見又は補正により拒絶理由が解消されない場合には出願は拒絶される。なお、オンラインによる通知が可能である⁵³。

法第54条 方式要件に係る審査

(中略)

庁は、出願の主題が特許保護の対象となる発明ではない旨の庁の決定に対して提起された異論⁵⁴が容認可能であると認めないとき又は当該瑕疵が規則に定める条件及び方式要件に従って是正されていないときは、クレームを考慮して、出願を全面的又は部分的に拒絶するものとする。

(以下、省略)

実体審査をしないことを選択した場合で第三者による情報提供があった場合には、出願人はその通知後3月以内に必要なクレームを補正することもできる(法第60条)。

また、実体審査を選択した場合で法第62条の申立て⁵⁵があった場合には、出願人は当該

⁵² 法第62条の申立てに関連する条文及び具体的な手順については、「2.1.7. 第三者による情報提供制度」及び「2.3.1. 出願から登録までの流れ」を参照

⁵³ 本調査研究における質問票調査に基づく。

⁵⁴ 条文の日本語訳では「異論」となっているが、「反論」という意味である。

⁵⁵ 法第62条の申立てに関連する条文及び具体的な手順については、「2.1.7. 第三者による情報提供制度」及び「2.3.1. 出願から登録までの流れ」を参照

申立てに対して応答することもできるが、当該応答がないことで拒絶されることはない(法第 62 条)。

法第 60 条 実体審査によらない特許付与

(中断)

出願人は、第 2 段落による第三者によりなされる所見の自己への通知日後 3 月以内に、調査報告書に係る自己が第三者の所見に対応するのに関連あるものとみなす所見をなすことができ、自己が必要とみなす場合は、クレームを補正することができる。

(以下、省略)

法第 62 条 実体審査による特許付与

(中略)

第 2 段落の規定に準じて第三者により異議申立⁵⁶が提起される場合、すべての当該異議申立及びその証拠書類は直ちに出願人に通知される。出願人は、提起された異議申立に対して、異議申立の提起に許される期間の満了に続く 3 月以内に応答ことができ、また、請求により、当該期間に追加される 3 月以内に応答することができる。出願人は、提起された異議申立を排除する目的で自己の抗弁を裏付ける理由を提出することができる、また、必要とみなす場合は、明細書、図面及びクレームを補正することができる。庁は、第 4 段落に規定の期間の満了後に特許性要件の遵守に係る審査を開始するものとする。出願人が規定の期間内に提起された異議申立に対して応答しないことは、審査開始の妨げとはならない。

(以下、省略)

実体審査において登録要件を満たさない場合にはその旨が出願人に通知される。出願人は、通知から 6 月以内に意見書の提出及び必要により補正をすることができる (法第 62 条)。

さらに意見書の提出及び補正に対して不備がある場合には、出願人は応答する機会としてさらに 3 月が与えられる。

法第 62 条 実体審査による特許付与

(中略)

庁は、出願が欠陥を有するか特許性要件を満たしていないかについて庁が決定した審査報告を出願人に通知し、その審査報告の裏付事項を引用するものとし、出願人に、欠陥を修正し、クレームを補正する又は審査報告に対して抗弁する 6 月を認容するものとする。

出願人は、庁の審査報告に表明された不利な所見を排除する目的で根拠ある意見書を提出することができる、当該人が必要とみなす場合は、出願を補正することができる。

庁は、出願人により提出された意見書及び、出願の補正事項を審査し、庁が、当該審査

⁵⁶ 法第 62 条の申立てに関連する条文及び具体的な手順については、「2.1.7. 第三者による情報提供制度」及び「2.3.1. 出願から登録までの流れ」を参照

報告の出願人に不利な所見を擁護すべきと決定する場合は、庁の決定を根拠を添えて出願人に通知し、抗弁を提出するための3月の期間を出願人に認容するものとする。出願人は、審査のこの段階で、当該不利な所見を排除する目的で自己の意見書を提出することができ、必要とみなす場合は、出願を補正することができる。
(以下、省略)

2.3.7. 出願・登録手数料

特許の出願手数料等については、トルコ特許庁のウェブサイト⁵⁷に公開されている。主な手数料は以下のとおりである。

単位：トルコ・リラ (=約 34 円；2016 年 10 月時点)

項目	手数料	
		オンライン
出願	80	40
優先権主張を伴う出願	90	60
特許付与（査定）	445	295
年金（2年度）	325	215
年金（3年度）	340	225
年金（4年度）	400	265
年金（5年度）	610	405
年金（10年度）	1060	705
年金（15年度）	2140	1425
年金（20年度）	3070	2045

⁵⁷ トルコ特許庁ウェブサイト <http://www.turkpatent.gov.tr/TurkPatent/fees/informationDetail?id=109>（最終アクセス日：2017年2月12日）

3. 実用新案⁵⁸

3.1. 実用新案制度の枠組み^{59,60}

3.1.1. 保護対象

特許法における特許に関する規定は、別段の定めがない場合には実用新案に対しても適用される（法第 166 条）。実用新案の保護対象は、特許の場合と同様に、法第 1 条⁶¹に規定されているとおり、産業財産権の範囲で保護に適格と認められる考案である。

法第 166 条 特許規定の適用

実用新案証⁶²に専ら適用される規定の欠如の場合は、本法に規定の特許に係る規定が、実用新案証の特徴との不整合がない限り、実用新案証にも適用されるものとする。

3.1.2. 権利の存続期間

実用新案権の存続期間は出願日から 10 年間付与される（更新はない）。また、特許における追加特許制度⁶³はない（法第 164 条）。

法第 164 条 保護の様式及び期間

実用新案証所有者は、特許所有者に付与されるものと同じ保護を享受するものとし、実用新案証は、出願日から更新の認められない 10 年間付与される。

第 121 条の意味での追加登録証は、実用新案証に対しては付与されないものとする。

3.1.3. 権利の効力

実用新案権の効力は、特許の場合と同様に、法第 73 条⁶⁴に基づく。

3.1.4. 優先権

特許出願の場合と同様に、パリ同盟国への第 1 国の出願人は、その特許出願又は実用新案登録出願の出願日から 12 月の期間、優先権を主張することができる（法第 166 条で準

⁵⁸ 本調査報告書では、トルコの実用新案制度は、質問票調査を実施した 2016 年 11 月時点での法律に基づいて記載する。法改正については、概要及び基礎情報に係る「1.2.1.2. 産業財産に関する法律」を参照

⁵⁹ 本調査報告書における特許法及び特許規則の日本語訳は、日本国特許庁ウェブサイトの外国産業財産権制度情報に掲載のものを引用した。

特許法：<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/turkey/tokkyo.pdf>（最終アクセス日：2017 年 2 月 10 日）

特許規則：https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/turkey/tokkyo_kisoku.pdf（最終アクセス日：2017 年 2 月 10 日）引用する条文番号については、特許法では「法第～条」、特許規則では「規則第～条」と記載する。以下も同様。

⁶⁰ トルコの実用新案制度の枠組みは、法律及び質問票調査に加えて、下記の情報も参照した。

AIPPI・JAPAN 発行 MANUAL FOR THE HANDLING OF APPLICATIONS FOR PATENTS, DESIGNS AND TRADE MARKS THROUGHOUT THE WORLD（トルコ 2012 年 12 月追補版）

外国産業財産権侵害対策等支援事業ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」トルコ <http://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/TURKEY.html>（最終アクセス日：2017 年 2 月 10 日）

⁶¹ 法第 1 条の保護対象に係る条文については、特許に係る「2.1.1. 保護対象」を参照

⁶² 本調査報告書において、条文引用の日本語訳における記載を除いて、本文中では「特許証」は「特許権」又は「特許」と、「実用新案証」は「実用新案権」又は「登録実用新案」と記載する。

⁶³ 追加特許及び法第 121 条の条文については、特許に係る「2.1.15. その他」を参照

⁶⁴ 法第 73 条の条文については、特許に係る「2.1.3. 権利の効力」を参照

用する法第 49 条⁶⁵)。また、博覧会出品に基づく優先権主張についても同様である (法第 166 条で準用する法第 50 条⁶⁶)

3.1.5. 新規性喪失の例外

法第 156 条において、実用新案登録出願の出願人は、自己が公開したものについては、出願日に先立つ 12 月の期間は新規性を害しないとされている。また、特許の場合と同様に、出願日が優先日の場合には、優先日に先立つ 12 月の期間にも新規性喪失の例外が適用される。

法第 156 条 新規性

実用新案証の出願に係る考案は、出願日前に文書その他の方法による開示でトルコにおいてか世界の他所においてかを問わず、公衆に入手可能とされていた場合、又は地方的にか全国的にかを問わず国内で実施に供されていた場合は、新規であるものとはみなされない。

実用新案証の出願人又はその前任者による開示は、公開によるかその他の方法によるかを問わず、出願日に又は、(ある場合は) 優先日に 12 月先立つものは、出願に係る考案の新規性を害するものとはみなされないものとする。

実用新案証の出願日に先立つトルコにおける実用新案証出願又は特許出願は、当該実用新案証の出願日後に公開される場合でも、当該実用新案証出願の新規性を害するものとみなす。

3.1.6. 登録要件

実用新案登録の要件は法第 154 条に規定されているとおり、新規性があり、産業上の利用ができる考案であることである。特許の登録要件とは進歩性がない点が異なる。

法第 154 条 実用新案証の付与により保護される考案

第 156 条により新規性を有する考案であって第 10 条の意味の範囲で産業に利用できる考案は、実用新案証の付与により保護されるものとする。

3.1.7. 第三者による情報提供制度

第三者による情報提供制度はない⁶⁷。また、特許の技術水準に係る調査に相当する調査も実施されないが、実用新案権の出願人又は実用新案権者の特別な請求があれば、相当する調査報告書が作成される (法第 160 条)。

法第 160 条 方式要件に係る出願の審査及び公開

(中略)

特許に関して庁により作成される技術水準に係る調査報告書は、実用新案証については

⁶⁵ 法第 49 条の条文については、特許に係る「2.1.4. 優先権」を参照

⁶⁶ 法第 50 条の条文については、特許に係る「2.1.4. 優先権」を参照

⁶⁷ 本調査研究における質問票調査に基づく。

作成されないものとする。ただし、技術水準に係る調査報告書の作成についての庁に対する実用新案証の出願人又は実用新案証所有者の特別な請求の提出があれば、そのような報告書が実用新案証についても作成されるものとする。

3.1.8. 出願公開制度

出願公開制度はないが、出願後、方式審査を経て不備がない場合は、実用新案登録出願の許諾⁶⁸がなされ、関係公報に公告（以後、法第 160 条の公告、又は出願許諾の公告という。）がなされる（法第 160 条）。

法第 160 条 方式要件に係る出願の審査及び公開

出願日決定の上、庁は、出願につき、第 42 条から第 53 条まで及び施行規則に規定の方式要件の遵守を審査するものとする。

（中略）

出願人の意見書及び出願の補正事項を検討の後、庁は、その最終決定をなすものとする。庁の最終決定は、クレームの全体又は一部分に対する実用新案証の付与を構成することができる。方式要件の遵守に係る審査の結果、保護の付与を妨げる欠陥がない、又はそのような欠陥が十分に修正されている場合は、庁は、施行規則の規定により明細書、クレーム及び（あれば）図面を公開する旨の決定を出願人に通知し、当該出願は、施行規則に規定の様式及び要件により関係公報に公開されるものとする。

（以下、省略）

3.1.9. 審査請求制度

実体審査が行われずに登録されるため、審査請求制度はない⁶⁹。

3.1.10. 秘密保持に関する制度

特許の場合と同様に、実用新案について秘密保持に関する制度がある^{70,71}。

3.1.11. 分割に関する制度

特許の場合と同様に、実用新案の分割に関する制度がある^{72,73}。

3.1.12. 出願の変更に関する制度

実用新案登録出願は、実用新案権付与前に特許出願へ変更することができる。

⁶⁸ 異議申立てのための公告決定がなされたことを意味する日本語訳として、「3.3.6. 審査結果の通知及び応答」の法第 160 条においては「実用新案証の付与を認容する」という表現が用いられているが、本報告書の本文中では「実用新案登録出願の許諾」という表現を用いる。以下、同様

⁶⁹ 本調査研究における質問票調査に基づく。

⁷⁰ 本調査研究における質問票調査に基づく。

⁷¹ 特許に係る「2.1.10. 秘密保持に関する制度」を参照

⁷² 特許に係る「2.1.11. 分割に関する制度」を参照

⁷³ 本調査研究における質問票調査に基づく。

法第 167 条

実用新案証の出願人は、実用新案証付与の庁による決定前に、当該出願の特許出願への変更を庁に請求することができる。

実用新案証出願から 1 月以内に、庁は、当該出願が特許出願として更に手続遂行される旨、出願人に通知するものとし、その趣旨で提出を必要とされる書類を出願人に伝達するものとする。出願人は、庁の通知日から 1 月以内に必要書類を提出するものとし、出願人が、この期間内に必要な書類の提出を怠る場合は、当該変更の請求はなされなかったものとみなし、当該出願は、実用新案証出願として更に手続遂行されるものとする。

(以下、省略)

3.1.13. 異議申立てに関する制度

前記の方式審査後の法第 160 条の公告⁷⁴から 3 月以内に、利害関係人又は機関は新規性の欠如又は明細書の不備等の特許要件の不備を理由に異議申立てをすることができる。

なお、冒認出願については、異議申立てはできず、裁判所にて争われる。

法第 161 条 第三者による異議申立

利害関係人又は機関は、出願公開後 3 月以内に、実用新案証付与の出願に対して、理由を付して異議申立をなすことができる。異議申立の根拠は、実用新案証付与についての要件が満たされていない旨の言い分、特に、主題が第 156 条による新規性を欠くこと、又は考案の実施を可能にするためには不十分な明瞭性、明解性のため明細書が不備であることによるものとする。

(中略)

出願人が実用新案証を請求する権利を有さない旨の異議申立の理由に係る管轄権は、裁判所が有し、そのような理由の庁に対する異議申立は受理されないものとする。

(以下、省略)

さらに、特許の場合と同様に、実用新案証付与後に、単一性に関する要件以外の方式要件の不備に対する異議申立制度もある (法第 163 条)。

法第 163 条 方式欠陥を主張する異議申立であつて実用新案証の付与後に提出されるもの

考案の単一性に関する第 45 条の規定を除き、第三者は、第 42 条から第 52 条までに規定の方式要件の不遵守を理由として実用新案証の交付に反対して、庁に異議申立を提起する権利を有するものとする。本条により異議申立をするためには、実用新案証出願の公開時に、先に異議申立済である必要はない。

(以下、省略)

⁷⁴ 法第 161 条の日本語訳における「出願公開」とは、異議申立てのための公告決定がなされたことを意味する、法第 160 条の公告、又は出願承諾の公告のことである。法第 160 条の公告については、「3.1.8. 出願公開制度」を参照

3.1.14. 審判制度

(1) 拒絶査定不服審判

庁の決定に対する不服申立ては、通知のあった日から2月以内⁷⁵に裁判所に提起することができる（法第146条⁷⁶）。

(2) 無効審判

無効審判とはいえないが、登録実用新案が前記の無効理由を有する場合には、登録実用新案により不利益をこうむる者又は利害官公庁（法第165条(d)の場合⁷⁷のみ、実用新案登録を受ける権利のある者も可能）は裁判所に登録実用新案を無効にすることについての訴訟を提起することができる（法第165条）。

法第165条 実用新案証の無効

実用新案証は、次の状況下で管轄裁判所により無効を宣言されるものとする。

- (a) 実用新案証の主題が第154条、第155条及び第156条の規定を遵守しないことが確定される場合
- (b) 実用新案証の係る考案が技術の熟練者が実施できるように十分に明瞭で分かり易い方法で説明されていないことが確定される場合
- (c) 実用新案証の主題が出願の範囲を超えること、又は、実用新案証が第45条により提出された分割出願若しくは第12条により提出された出願に基づいている場合であって、実用新案証の主題が原出願の範囲を超えることが確定される場合
- (d) 実用新案証所有者が、第157条による実用新案証に対する権利を有していないことが確定される場合

実用新案証の無効を請求するのに適格であるためには、不利益をこうむる第三者又は利害官公庁は、第161条による異議申立を提起していなければならない。

（以下、省略）

(3) 訂正審判

実用新案権付与後に訂正する制度はない⁷⁸。

3.2. 審査基準・審査ガイドライン

実用新案については、特許と同様に審査全般に関する審査基準が整備されており、トルコ特許庁のウェブサイト上に公開されている⁷⁹。

また、出願人向けの出願の手続、手数料等に関する情報についてもウェブサイト⁸⁰で公開されている

⁷⁵ 本調査研究における質問票調査に基づく。

⁷⁶ 法第146条の条文については、特許に係る「2.1.14 審判制度」を参照

⁷⁷ 冒認出願があった場合のこと

⁷⁸ 本調査研究における質問票調査に基づく。

⁷⁹ 実用新案の審査基準については、特許に係る「2.2. 審査基準・審査ガイドライン」を参照

⁸⁰ トルコ特許庁ウェブサイト <http://www.turkpatent.gov.tr/TurkPatent/>（最終アクセス日：2017年3月3日）

3.3. 審査業務

3.3.1. 出願から登録までの流れ

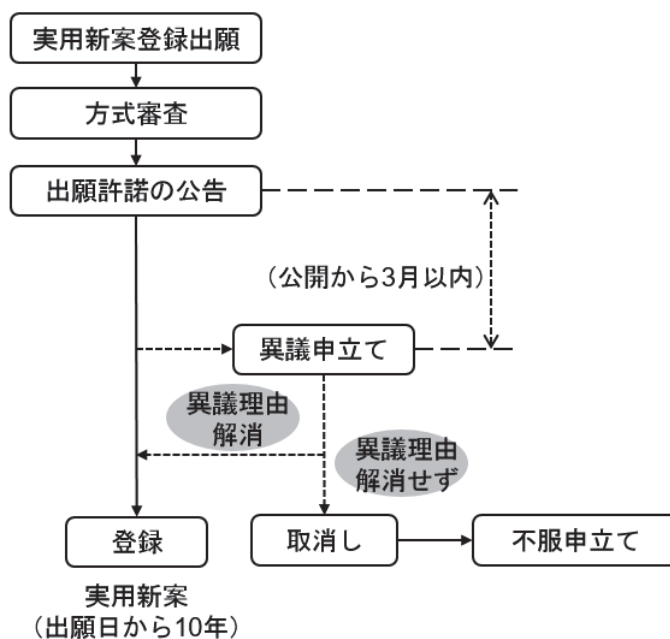


図 TR-3 出願から登録までの流れ⁸¹

3.3.2. 使用分類

国際特許分類 (IPC 分類) を採用。

3.3.3. 出願に用いる言語

出願時にはトルコ語以外に、英語、フランス語又はドイツ語で提出することが可能である。その場合には1月の翻訳期間が与えられる (法第42条を準用⁸²)。

優先権を主張して出願した場合には、出願から3月以内にトルコ語の翻訳文を提出しなければならない (法第52条及び規則第13条をそれぞれ準用⁸³)。

3.3.4 出願日の認定と出願書類

特許の出願日と同様に法第43条の書類を庁に提出した日を、日時を基準に出願日とされる。ただし審査中において、請求の範囲の変更内容によっては出願日が繰り下げられる場合がある (法第159条を準用する法第43条⁸⁴)。

法第159条 実用新案証の出願

実用新案証の取得のために、第42条にいう書類が出願と共に、庁に提出されるものとし、実用新案証の付与による保護の請求である旨明示するものとする。

⁸¹ 外国産業財産権侵害対策等支援事業ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」トルコ” <http://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/TURKEY.html> (最終アクセス日: 2017年2月10日) 及びトルコ特許法を参考に作成した。

⁸² 法第42条の翻訳に係る条文については、特許に係る「2.3.3. 出願に用いる言語」を参照

⁸³ 法第52条及び規則第13条の条文については、特許に係る「2.3.3. 出願に用いる言語」を参照

⁸⁴ 法第43条の条文については、特許に係る「2.3.4. 出願日の認定と出願書類」を参照

実用新案証の出願日の決定については、第 43 条及び第 53 条の規定が適用されるものとする。

3.3.5. 審査の手順⁸⁵

出願日の認定後に、方式要件に係る審査がされる。具体的には、法 160 条⁸⁶に規定のとおり、方式要件及び発明の適格性等の基礎的な要件を審査する。

出願後、方式審査を経て不備がない場合は、実用新案登録出願が許諾⁸⁷され、実体審査はされずに明細書等が関係公報で公告される（法第 160 条の公告）。利害関係人等は、法第 160 条の公告後 3 月以内に、異議申立て（法第 161 条⁸⁸）をすることができる。

異議申立てがあった場合に、出願人から異議申立てに対する応答があった、又はその応答期間が経過した後、庁は、異議申立人からの反論を考慮することなく⁸⁹、実用新案権の付与の付与についての決定をする（法第 162 条）。

決定の通知後 3 月以内に規定の手数料が納付されない場合は、出願取下げとみなされる。

法第 162 条 庁の決定、実用新案証の付与及び公告

出願人が、異議申立の提起に対する自己の答弁を提出している場合、若しくは、請求された補正をなしている場合、又は異議申立に応答するために出願人に認容される期間が経過している場合は、庁は、第三者により提起された異議申立を審査することなく実用新案証を付与するか否かを決定し、その決定の通知に際しては出願人に施行規則に規定の手数料の 3 月以内の納付を請求するものとする。

通知日後 3 月以内に規定の手数料が納付されない又は当該期間延長の申請がなされない場合は、当該実用新案証は交付されないものとし、当該出願は取り下げられたものとみなす。

（以下、省略）

3.3.6. 審査結果の通知及び応答

前記の方式審査において、方式又は基礎的な要件に不備がある場合には、出願人にその旨通知され、出願人は 3 月以内に応答しなければならない（法第 160 条）なお、オンラインによる通知が可能である⁹⁰。

法第 160 条 方式要件に係る出願の審査及び公開

（中略）

庁の審査が、出願が方式要件の欠陥事項を有する又は出願の主題が第 154 条及び第 155 条の規定に準じて実用新案証の付与を認容する特徴を有さないことを明らかにする場

⁸⁵ 審査の流れについては、「3.3.1. 出願から登録までの流れ」を参照

⁸⁶ 法第 160 条の方式審査及びその後の公告に係る条文については、「3.1.8. 出願公開制度」を参照。

⁸⁷ 実用新案登録出願の許諾については、「3.1.8. 出願公開制度」を参照

⁸⁸ 法第 161 条の条文については、「3.1.13. 異議申立てに関する制度」を参照

⁸⁹ 法第 162 条の条文中の「異議申立を審査することなく」については、本文中では「異議申立人からの反論を考慮することなく」と解して記載した。

⁹⁰ 本調査研究における質問票調査に基づく。

合は、手続は中止されるものとする。庁は、その決定を出願人に理由を付して通知するものとし、出願人に当該欠陥事項を修正し、クレームを補正し、又は庁の決定に対して異議を述べるための、その通知日から3月の期間を与えるものとする。

(以下、省略)

また、方式審査後の異議申立期間後に異議申立てがあった場合には、出願人に通知がなされ、出願人はその通知の受領後3月以内に補正又は意見書の提出をすることができる(法第161条)。

法第161条 第三者による異議申立

(中略)

異議申立期間の満了に際し、庁は、提起された異議申立を出願人に通知するものとする。提起された異議申立の通知受領後3月以内に、出願人は当該異議申立の提起に対して自己の適正な根拠ある答弁を提出すること、若しくは、自己が適切とみなす場合はクレームを補正すること、又は、異議申立の提起を考慮することなく登録証を交付することを庁に対して請求することができる。

(以下、省略)

3.3.7. 出願・登録手数料

実用新案の出願手数料等については、トルコ特許庁のウェブサイトに公開されている⁹¹。

⁹¹ 出願手数料等については、特許に係る「2.3.7. 出願・登録手数料」を参照

4. 意匠⁹²

4.1. 意匠制度の枠組み^{93,94}

4.1.1. 保護対象

意匠法における保護対象は法第 3 条に規定されているとおり、工業品又は工芸品等としての物品の五感で感知される模様である。全体意匠だけでなく、部分意匠も保護対象となっている。

法第 3 条 定義

本法の適用上、次の事項はそれぞれの意味とする。

(a) 「意匠」とは、物品又はその装飾の全体又は部分の外観を構成するものとして五感により感知される線、色彩、織り方、形状、音声、弾性、物質的その他の特徴などの様々な模様のすべてを意味する。

(b) 「物品」とは、工業品若しくは手工業品、複合システムの部品、組物、構成物品、包装、外装、図形的表象及び活字書体を意味し、コンピュータ・プログラム及び半導体製品を除く。

(以下、省略)

4.1.2. 権利の存続期間

意匠権の存続期間は出願日から 5 年（25 年まで 5 年ごとに更新可能）である。

法第 12 条 登録意匠の保護期間

登録意匠の保護期間は、出願日から 5 年とする。

保護期間は、合計期間 25 年に至るまで連続の毎 5 年次の更新ができるものとする。

4.1.3. 権利の効力

意匠権の効力は、法第 17 条で規定されており、意匠権者は自己の意匠権に係る意匠の実施について排他権を有する。

法第 17 条 意匠権の範囲

意匠権者は、意匠の実施に係る排他的権利を有するものとし、第三者は、当該意匠が一

⁹² 本調査報告書では、トルコの意匠制度は、質問票調査を実施した 2016 年 11 月時点での法律に基づいて記載する。法改正については、概要及び基礎情報に係る「1.2.1.2. 産業財産に関する法律」を参照

⁹³ 本調査報告書における意匠法及び意匠規則の日本語訳は、日本国特許庁ウェブサイトの外国産業財産権制度情報に掲載のものを引用した。

意匠法：https://www.jpo.go.jp/shiryous/s_sonota/fips/pdf/turkey/ishou.pdf（最終アクセス日：2017 年 2 月 10 日）

意匠規則：https://www.jpo.go.jp/shiryous/s_sonota/fips/pdf/turkey/ishou_kisoku.pdf（最終アクセス日：2017 年 2 月 10 日）引用する条文番号については、意匠法では「法第～条」、意匠規則では「規則第～条」と記載する。以下も同様。

⁹⁴ トルコの意匠制度の枠組みは、法律及び質問票調査に加えて、下記の情報も参照した。

AIPPI・JAPAN 発行 MANUAL FOR THE HANDLING OF APPLICATIONS FOR PATENTS, DESIGNS AND TRADE MARKS THROUGHOUT THE WORLD（トルコ 2012 年 12 月追補版）

外国産業財産権侵害対策等支援事業ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」
”トルコ” <http://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/TURKEY.html>（最終アクセス日：2017 年 2 月 10 日）

体化されている若しくは使用されている物品を、意匠権者の承諾なしに、生産、市場化、販売、販売の申出、輸入、商品化する又はそれらの目的で在庫保持することができない。

4.1.4. 優先権

パリ同盟国への第1国の出願人は、その意匠登録出願の出願日から6月の期間、優先権を主張することができる（法第29条）。

法第29条 優先権

パリ条約加盟国の国民である又は国民でなければ当該国において居住する若しくは活動中の事業所を有する自然人又は法人又はそれらの法的承継人は、当該意匠につき、トルコにおける登録証を取得するための出願に係る国の授権機関に対する有効な出願日から6月の優先権を享受するものとする。

（以下、省略）

また、トルコにおいて開催される国内若しくは国際博覧会又はパリ同盟国における公式の国内・国際博覧会等の博覧会出品に基づく優先権主張も認められている（法第30条）。

法第30条 博覧会出品の優先権

第29条第1段落にいう自然人又は法人であつて、意匠が一体化され若しくは使用されている物品をトルコにおける国内若しくは国際博覧会又はパリ条約加盟国における公式若しくは公認の国内若しくは国際博覧会において展示した者は、優先権出願が当該物品の最初の展示日から6月の期間以内に出願されるときは、トルコにおける意匠登録の優先権を主張することができる。

（以下、省略）

4.1.5. 新規性喪失の例外

法第8条において、意匠登録出願の出願人は、自己が公開したものなど、一定の条件下での開示については、出願日に先立つ12月の期間は、新規性及び独自性を害さないものとされている。

また、トルコでは、出願日が優先日の場合には、優先日に先立つ12月の期間にも新規性喪失の例外が認められる。

法第8条 新規性及び独自性を害さない開示

保護が求められる意匠が、意匠の創作者若しくはその権利承継人によるか、又は、それらの者の承認を得た第三者若しくは意匠創作者若しくは権利承継人との関係に背反する第三者によるか、の何れかにより、出願日に先立つ12月の期間に、又は優先権が主張されている場合は優先日に先立つ12月の期間に、公衆に入手可能とされていても、そのような開示は、第6条及び第7条にいう新規性及び独自性を害さないものとする。

4.1.6. 登録要件

意匠登録の要件は、法第5条に規定されているとおり、新規性があり、独自性があることである。新規性及び独自性はそれぞれ下記の通り規定されている。

法第5条 一般条件

保護は、新規性があり独自性を有する意匠に対して付与されるものとし、複合システムの部品である物品の意匠は、当該部品の意匠がそれ自体に新規性があり独自性を有するときは保護されるものとする。

法第6条 新規性

意匠は、付託日前に、同一の意匠が世界で公衆に入手可能となっていないときは、新規性を有するものとみなされ、重要でない細部においてのみ異なる意匠は、同一の意匠とみなされるものとし、公衆に入手可能とする概念は、販売、使用、公表、広告、展示その他同様なすべての行動形態を含むものとする。

法第7条 独自性

意匠が独自性を有するとみなされるのは、意匠が実施当事者に与える総合的印象が、第2段落にいう何れかの意匠により当該実施当事者に与えられる総合的印象に比べ相違が顕著である場合であるものとする。

意匠の独自性を決定するために、比較目的で使用されるその他の意匠については、

- (a) 当該意匠が、出願日前に、世界においてトルコ又は他の場所で、公開済であるものとする。
- (b) 当該意匠が、登録意匠として庁により公告済であるものとし、当該保護期間が、比較対象である意匠の出願日に満了済でないものとする。独自性が決定されるに当たっては、意匠の一般的特徴に重点が置かれるものとし、意匠の開発において意匠の創作者により行使された自由の度合も併せて斟酌されるものとする。

4.1.7. 第三者による情報提供制度

第三者による情報提供制度はない⁹⁵。

4.1.8. 出願公開制度

出願公開制度はない。

4.1.9. 審査請求制度

実体審査がなされないため、審査請求制度はない⁹⁶。

⁹⁵ 本調査研究における質問票調査に基づく。意匠の公開制度はなく、第三者による情報提供制度について意匠法及び意匠規則にも規定はない。

⁹⁶ 本調査研究における質問票調査に基づく。

4.1.10. 秘密保持に関する制度

意匠登録出願は、方式審査の後に不備がなければ出願日が付与され、意匠登録簿に記入され関連公報において公告（以後、出願許諾の公告という。）される（法第 34 条）。

秘密意匠制度はないが⁹⁷、出願人からの出願時の申請により出願日から 30 日以内の期間で前記の公告を延期することができる（法第 35 条）。

法第 34 条 登録及び公告

第 32 条及び第 33 条の規定により出願日を付与された出願は、意匠登録簿に記入されるものとする。

登録簿に記入された意匠は、次の事項をともなって、関連公報において公告されるものとする。

（以下、省略）

法第 35 条 公告の延期

意匠登録出願人は、出願日から 30 月以内の期間の公告延期を、出願時に請求することができる。

（以下、省略）

4.1.11. 分割に関する制度

トルコでは一の意匠登録出願に 2 以上の意匠を包含することができ（法第 28 条）、また分割出願が可能である⁹⁸。

法第 28 条 複合出願

1 件の出願が、2 以上の意匠に係ることができる。ただし、この可能性は、装飾の場合を除き、意匠が一体化され若しくは使用される物品がすべて同一の副分類又は同一の組物若しくは構成物品に属することを条件とし、そのような複合出願は、第 26 条にいう手数料に重ねて、施行規則に規定される追加手数料の納付を条件とするものとする。

規則第 9 条 意匠登録出願のロカルノ分類の使用⁹⁹

分割出願の際には、出願人はどの意匠について出願するかを 2 月以内に通知しなければならない。

4.1.12. 出願の変更に関する制度

意匠登録の出願の変更に関する制度はない¹⁰⁰。

⁹⁷ 本調査研究における質問票調査に基づく。

⁹⁸ 本調査研究における質問票調査に基づく。

⁹⁹ 本調査研究における質問票調査に基づき、意匠の分割出願については 2015 年に改正された意匠規則第 9 条を引用した。ただし、分割出願の詳細な条件を確認することができなかった。条文の日本語訳は本調査研究に用いた仮訳である。

¹⁰⁰ 本調査研究における質問票調査に基づく。

4.1.13. 異議申立てに関する制度

自然人又は法人又は関係専門機関は、前記の公告から6月以内に庁に対して、異議を明瞭に説明する陳述書により、意匠登録の異議申立てができる。

法第37条 異議申立

自然人又は法人又は関係専門機関は、施行規則に規定の手続により、意匠登録の公告後に庁に対して意匠登録の無効の請求を提出することができる。

無効宣告の請求は、異議を明瞭に説明するものとし、公告後6月以内に陳述書の様式で提出されるものとし、当該請求が審査される前に施行規則に規定の手数料が納付されなければならない。庁は、同庁が設定する期間内に追加文書、証拠及び裏付書類の提出を請求することができる。

4.1.14. 審判制度

(1) 拒絶査定不服審判

拒絶査定不服審判とはいえないが、庁の決定に対する不服申立ては、通知のあった日から2月以内¹⁰¹に裁判所に提起することができる（法第58条）。

法第58条 管轄裁判所

(中略)

本法に基づいて庁が下したすべての決定に対して提起される訴訟及び庁の決定により被害を受けた第三者が庁に対して提起する訴訟について管轄権を有する裁判所は、第1段落に掲げるアンカラの特別裁判所とする。

(2) 無効審判

無効審判とはいえないが、意匠登録が法第43条の無効理由を有する場合には何人も((c)の場合のみ、法第44条に規定の制約を受ける)裁判所に意匠登録を無効にすることについての訴訟を提起することができる（法第44条）。

法第43条 無効

意匠登録は、次の場合に裁判所により無効を宣言されるものとする。

- (a) 意匠が、第5条から第10条までの規定による保護に適格でないことが証明される場合
- (b) 第13条、第14条、第15条及び第16条に規定の意匠権が、実際には他人に帰属することが証明される場合
- (c) 抵触する意匠があり、後の日に公衆に入手可能とされたが出願日は先の日付を有する場合

第13条、第14条、第15条又は第16条による無権限のための無効の宣言は、これらの各条による権利者によってのみ請求されることができ、そのような場合は、第19条の規定が適用されるものとする。

¹⁰¹ 本調査研究における質問票調査に基づく。

法第 44 条 無効宣言の請求

第 2 段落に規定の場合を除き、何人も無効を請求することができる。

第 43 条(c)の下での無効宣言は、先の権利者によってのみ請求されることができ、第 13 条、第 14 条、第 15 条又は第 16 条の下では、意匠権者によってのみ請求されることができる。

(以下、省略)

(3) 訂正審判

意匠登録査定後に訂正する制度はない¹⁰²。

4.1.15. その他

所定の手数料の支払がない場合には、意匠登録出願は取り下げられたものとみなされる。

法第 68 条 手数料納付条件及び効力

(中略)

意匠登録に係る規定の手数料が、本法に規定の期間内に納付されない場合は、意匠登録出願は、取り下げられたものとみなされる。

4.2. 審査基準・審査ガイドライン

意匠について審査全般及び動的意匠等の特定の意匠に関する審査基準が整備されている¹⁰³。

一方、出願人向けの出願の手続、手数料等に関する情報についてはウェブサイト¹⁰⁴で公開されている。

¹⁰² 本調査研究における質問票調査に基づく。

¹⁰³ 本調査の質問票調査の回答に基づく。審査基準の公開の有無に関する情報は得られなかった。

¹⁰⁴ トルコ特許庁ウェブサイト <http://www.turkpatent.gov.tr/TurkPatent/> (最終アクセス日：2017年3月3日)

4.3. 審査業務

4.3.1. 出願から登録までの流れ

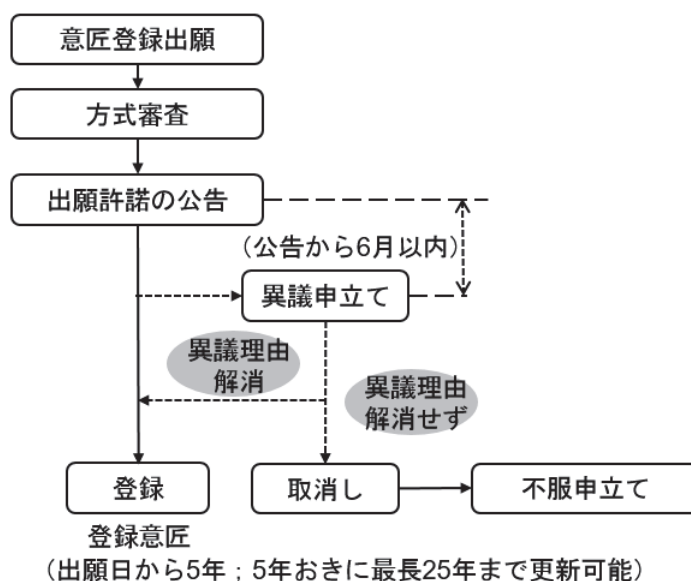


図 TR-4 出願から登録までの流れ¹⁰⁵

4.3.2. 使用分類

国際意匠分類（ロカルノ分類）を採用。

4.3.3. 出願に用いる言語

出願時の言語はトルコ語である¹⁰⁶。

4.3.4. 出願日の認定と出願書類

意匠登録出願に必要な書類は法第 26 条に規定されている。意匠登録出願の後、方式審査で不備がない場合には、原出願がなされた日とその日時を基準に出願日とされる（法第 32 条）。出願書類等に不備がある場合には、出願日が繰り下げられる場合がある（法第 33 条）。

法第 26 条 出願

意匠の登録出願は、次の事項と共に提出されるものとする。

- (a) 願書。その様式及び内容は、施行規則に定めるものとし、出願人を特定する情報を含むものとする。
- (b) 意匠の図面又は図案又は書画、写真若しくは同様の表現であって複製に適したもので具体的特徴をすべて表示するもの。出願は、意匠の説明書及び意匠が一体化される若しくは使用される物品の一覧を含むものとする。

¹⁰⁵ 外国産業財産権侵害対策等支援事業ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」トルコ” <http://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/TURKEY.html>（最終アクセス日：2017年2月10日）及びトルコ意匠法を参考に作成した。

¹⁰⁶ 本調査研究における質問票調査に基づく。意匠法及び意匠規則には、優先権主張した場合のトルコ語翻訳文の提出のみ規定されている。

出願の主題が、平面意匠であるときは、公告の延期が第 35 条により請求されることができ、延期が請求され第 1 段落にいう意匠の表示が意匠の性質のために提供されることができないときは、当該意匠が一体化される又は使用される物品の見本が代わりに供託されることができる。

出願が有効であるためには、出願手数料が納付されるものとし、その納付領収書が出願に添付されるものとする。

意匠の創作者の身元証明が出願に陳述されるものとし、出願人が意匠の創作者でない又は意匠の唯一の創作者でないときは、出願人が登録出願権を獲得した方法についての説明がなされるものとする。

意匠の登録出願とともに提出される又は後に庁に提出されるすべての書類は、施行規則を遵守するものとする。

出願手続は、頻繁に流行の変化を受ける産業における物品に係る意匠については、庁により施行規則において簡略化されることができる。

法第 32 条 審査

(中略)

庁は、第 26 条及び第 28 条に規定の条件の遵守又は不備につき出願を審査し、不備がないとの結論に達するときは、出願は、庁に対する又は当該目的のために庁により授権される機関に対する原出願がなされた時点の日付、時間及び分を、出願日として付与されるものとする。

(以下、省略)

法第 33 条 不備の修正

(中略)

出願人が庁の請求に応じ、施行規則に規定の期間内に、第 26 条第 1 段落の範囲内に入る不備を修正するときは、庁は、それらの不備が修正される日を出願日として認容するものとする。

(以下、省略)

4.3.5. 審査の手順

出願日を付与された出願は、前記の出願日確定後に意匠登録簿に記入され、関連公報において公告される（法第 34 条及び第 35 条¹⁰⁷）。

公告後 6 月の異議申立期間後（法第 37 条¹⁰⁸）に、異議申立てがない、又は異議申立ての理由が解消した場合には意匠登録は維持される。

4.3.6. 審査結果の通知及び応答

方式審査において、意匠の適格性に関する要件に不備がある場合には拒絶される。また、

¹⁰⁷ 法第 34 条及び第 35 条の条文については、「4.1.10. 秘密保持に関する制度」を参照

¹⁰⁸ 法第 37 条の条文については、「4.1.13. 異議申立てに関する制度」を参照

出願書類等の不備がある場合には補正命令が出される。

法第 32 条 審査

庁は、主題及び範囲が第 3 条の規定によりカバーされない意匠登録の出願を拒絶するものとする。

(以下、省略)

法第 33 条 不備の修正

第 26 条及び第 28 条に規定の条件につき不備が認められるときは、庁は、それらの不備を修正するよう出願人に請求するものとする。

(以下、省略)

また、前記の公告後の異議申立てにおいて、異議理由の申立てがあった場合には、適宜関係者へ通知され、それに対して応答することができる。なお、オンラインによる通知が可能である¹⁰⁹。

法第 38 条 審査

無効宣告の請求の審査中に、庁は、同庁が適切とみなすときは、また必要とみなす頻度で、当事者の意見書を請求することができ、そのような意見書及び異議申立を関係相手方へ伝達することができる。

4.3.7. 出願・登録手数料

意匠の出願手数料等については、トルコ特許庁のウェブサイト¹¹⁰に公開されている。主な手数料は以下のとおりである。

単位：トルコ・リラ (=約 34 円；2016 年 10 月時点)

項目	手数料	
		オンライン
出願	215	145
追加出願 (同一出願内)	100	65
公告	60	40
公告の繰延	40	25
更新 (満了期間前 6 月以内)	645	430
更新時の追加 (満了期間前 6 月以内)	90	60
更新 (満了期間後 6 月以内)	970	645
更新時の追加 (満了期間後 6 月以内)	135	90

¹⁰⁹ 本調査研究における質問票調査に基づく。

¹¹⁰ トルコ特許庁ウェブサイト <http://www.turkpatent.gov.tr/TurkPatent/fees/informationDetail?id=111> (最終アクセス日：2017 年 2 月 12 日)

5. 商標¹¹¹

5.1. 商標制度の枠組み^{112,113}

5.1.1. 保護対象

商標法における保護対象は、法第 5 条に規定されているとおり、人名を含む語、図形、文字、数字、「商品の形状」又は「その包装」、及び同様な表現手段であって、印刷により刊行及び複製可能なものから構成された、自己の商品及びサービスに用いる商標である。

法第 5 条 商標を構成することができる標識

商標は、それがあ事業体の商品及びサービスを他の事業体の商品又はサービスから識別できることを条件として、人名を含む語、図形、文字、数字、「商品の形状」又は「その包装」、及び同様な表現手段であって、印刷により刊行及び複製可能なものから構成することができる。

(以下、省略)

5.1.2. 権利の存続期間

商標権の存続期間は出願日から 10 年（追加 10 年次ごとに更新可能）である。

法第 40 条 登録期間

商標は、出願日から 10 年間登録されるものとし、登録は、追加 10 年次ごとに更新することができる。

5.1.3. 権利の効力

商標権の効力は、法第 9 条で規定されており、商標権者は自己の登録商標の他人の使用を阻止することができる。

法第 9 条 商標登録から生じる権利の範囲

商標登録から生じる権利は、専ら、関連商標の所有者に属する。商標の所有者は、次の行為の阻止を要求することができる。

- (a) 登録商標と同一の標識を、商標の登録範囲内にある同一の商品及び／又はサービスに関して使用すること

¹¹¹ 本調査報告書では、トルコの商標制度は、質問票調査を実施した 2016 年 11 月時点での法律に基づいて記載する。法改正については、概要及び基礎情報に係る「1.2.1.2. 産業財産に関する法律」を参照

¹¹² 本調査報告における商標法及び商標規則の日本語訳は、日本国特許庁ウェブサイトの外国産業財産権制度情報に掲載のものを引用した。

商標法：<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/turkey/shouhyou.pdf>（最終アクセス日：2017 年 2 月 10 日）

商標規則：https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/turkey/shouhyou_kisoku.pdf（最終アクセス日：2017 年 2 月 10 日）引用する条文番号については、商法では「法第～条」、商標規則では「規則第～条」と記載する。以下も同様

¹¹³ トルコの商標制度の枠組みは、法律及び質問票調査に加えて、下記の情報も参照した。

AIPPI・JAPAN 発行 MANUAL FOR THE HANDLING OF APPLICATIONS FOR PATENTS, DESIGNS AND TRADE MARKS THROUGHOUT THE WORLD（トルコ 2012 年 12 月追補版）

外国産業財産権侵害対策等支援事業ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」
”トルコ” <http://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/TURKEY.html>（最終アクセス日：2017 年 2 月 10 日）

- (b) 公衆に混同を生じさせる虞のある標識を使用すること。これには、当該標識が登録商標と同一であり、登録商標と同一又は類似の商品及び／又はサービスを対象としている点で登録商標を連想させる可能性が含まれる。
- (c) 登録商標と同一又は類似でない標識であって、登録商標の範囲に該当せず、及び／又は類似の商品及び／又はサービスを対象としないが、それにも拘わらずトルコにおける高度の周知状態による登録商標の評判から不当な利益を引き出し又はそれを害する虞のあるものを使用すること
- (以下、省略)

5.1.4. 優先権

パリ同盟国への第1国の出願人は、その商標登録出願の出願日から6月の期間、優先権を主張することができる（法第25条）。

法第25条 優先権

パリ条約加盟の何れかの国の国民である自然人又は法人、又は、国民ではないが当該国で居住している若しくは事業を鋭意営む自然人又は法人は、当該商標に係るトルコにおける登録証出願につき、当該国の授権機関に有効な商標登録出願がなされた日から起算される6月の優先権を享受する。当該期間内に行使されない優先権は無効とみなされる。

(以下、省略)

また、トルコにおいて開催される国内若しくは国際博覧会又はパリ同盟国における公式の国内・国際博覧会等の博覧会出品に基づく優先権主張も認められている（法第26条）。

法第26条 博覧会優先権

商標を付加した商品及びサービスを、トルコにおける国内若しくは国際博覧会で又はパリ条約加盟国における公式若しくは公認の国内若しくは国際博覧会で出展した第3条第1段落の範疇の自然人又は法人は、当該商品の最初の展示日から6月以内に優先権を主張する出願を行った場合は、トルコにおける商標登録につき優先権を主張することができる。

(以下、省略)

5.1.5. 新規性喪失の例外

新規性喪失の例外の規定はない¹¹⁴。

5.1.6. 登録要件

商標登録の要件は法第5条¹¹⁵に規定されているとおり、自他商品識別性があることである。

また、絶対的拒絶理由については法第7条、相対的拒絶理由については法第8条に規定

¹¹⁴ 本調査研究における質問票調査に基づく。

¹¹⁵ 法第5条の条文については、「5.1.1. 保護対象」を参照

されている。法第7条(j)として宗教的象徴を含む商標が挙げられている。

法第7条 商標登録拒絶の絶対的根拠

次の標識は、商標として登録できない。

- (a) 第5条の範囲に入らない標識
- (b) 同一の又は同種類の商品又はサービスについて登録されているか、又は先に登録出願されている商標と同一であるか又は混同を生じるほど類似している商標
- (c) 種類、型、特徴、品質、数量、用途、価格、原産地を表示するために、又は商品及びサービスの他の特徴を表示するために取引上使用される標識及び表示から専ら又は主として構成される商標
- (中略)
- (j) 宗教的象徴を含む商標
- (k) 公序良俗に反する商標

登録前に使用されており、かつ、当該使用を通して識別性を獲得している商標は、(a)、(c)及び(d)により登録を拒絶されることはない。

法第8条 商標登録拒絶の相対的根拠

商標登録出願人又は登録商標権者から異議申立があった場合は、出願された商標登録は、次の状況においては、付与されない。

- (a) 登録出願された商標が、登録商標と同一である場合、又はより早い出願日を有する商標であって保護を同一の商品及びサービスについて求めるものと同一である場合
- (b) より早い出願日を有する商標に対する又は登録商標に対する同一性又は類似性の理由で、及び商標によりカバーされる商品及びサービスの同一性又は類似性の理由で、公衆に混同の虞があり、当該混同の虞が登録商標又はより早い出願日を有する商標を連想させかねない場合

商標権者からの異議申立により、商標権者の代理人又は代表者が自己の名義で登録出願し商標権者の承諾を得ておらず有効な正当性を有さない場合は、商標は登録されないものとする。

異議申立が未登録の商標の所有者又は取引上使用される別の標識の所有者からの異議申立において、次の場合は、出願された商標登録は付与されない。

5.1.7. 第三者による情報提供制度

製造者、消費者等を代表する個人又は法人等は、商標登録出願の出願許諾の公告後¹¹⁶に、当該商標が絶対的拒絶理由(法第7条¹¹⁷)を有する旨の所見を庁に提出することができる。

¹¹⁶ トルコ商標法において、異議申立てのための公告決定がなされたことを意味する日本語訳として「出願の公告」となっているが、本報告書の本文中では「出願許諾の公告」を用いる。以下、同様

¹¹⁷ 法第7条の条文については、「5.1.6. 登録要件」を参照

法第 34 条 第三者による所見

製造業者、生産者、サービスの提供者、商社若しくは消費者を代表する自然人若しくは法人又は集団は、商標出願の公告後、当該商標が第 7 条による登録要件に則さない旨の所見を庁に提出することができるが、当該人は、庁に対する手続の当事者であってはならない。

5.1.8. 出願公開制度

出願公開制度はないが、商標登録出願は、出願後に方式審査を経て、不備がない場合には法第 7 条に基づいて審査がなされて、拒絶理由がない又は解消された場合に、出願許諾の公告がなされる（法第 33 条¹¹⁸）。

5.1.9. 審査請求制度

審査請求制度及び早期審査制度はない¹¹⁹。

5.1.10. 秘密保持に関する制度

商標登録について秘密保持に関する制度はない¹²⁰。

5.1.11. 分割に関する制度

商標登録出願の分割出願が可能である¹²¹。

規則第 15 条¹²²

商標登録出願は、登録査定がなされるまでは出願人の請求により 2 又はそれ以上の出願に分割することができる。ただし、登録商標は分割することができない。

5.1.12. 出願の変更に関する制度

商標登録の出願の変更に関する制度はない¹²³。

5.1.13. 異議申立てに関する制度

出願許諾の公告後 3 月以内に、法第 35 条に規定された理由により異議申立てができる。

法第 35 条 異議申立

第 7 条又は第 8 条により登録することができないとの理由での商標登録への異議申立書及び出願において悪意の証拠があるとの理由での異議申立書は、公告後 3 月以内に提出しなければならない。（以下、省略）

¹¹⁸ 法第 33 条の条文については、「5.3.5. 審査の手順」を参照

¹¹⁹ 本調査研究における質問票調査に基づく。

¹²⁰ 本調査研究における質問票調査に基づく。

¹²¹ 本調査研究における質問票調査に基づく。

¹²² 本調査研究における質問票調査に基づき、分割出願制度については 2015 年に改正された商標規則第 15 条を引用した。条文の日本語訳は本調査研究に用いた仮訳である。

¹²³ 本調査研究における質問票調査に基づく。

5.1.14. 審判制度

(1) 拒絶査定不服審判

庁の決定により不利益を被る当事者は、再審査評価委員会に対して審判請求をすることができる。また、再審査評価委員会の最終決定に不服のあるものは、管轄裁判所に提訴することができる（法第 47 条、第 48 条及び第 53 条）。

法第 47 条 審判請求

庁の決定に対して審判請求することができる。

中間決定に対して審判請求がなされる場合は、最終決定時には別の審判請求が認容されるものとする。

法第 48 条 審判請求適格者

庁の決定により不利益を被る当事者は、審判請求をすることができる。手続に関するその他の関係者は、権利として審判請求の当事者である。

法第 53 条 決定に対する裁判所手続

侵害の被害者、国家の公訴官又は関係庁は、裁判所に対して無効を請求することができる。

(2) 無効審判

無効審判とはいえないが、侵害の被害者等は裁判所に対して商標登録を無効にすることについての訴訟を提起できる（法第 42 条及び第 43 条）。

法第 42 条 無効

登録商標は、次の場合は裁判所により無効を宣言される。

- (a) 登録商標が第 7 条に違反する場合（ただし、第 7 条(i)の範疇の周知商標に係る訴訟は、登録日から 5 年以内に提起しなければならず、悪意が存する場合は期限は適用されない。）
 - (b) 登録商標が、第 8 条に違反する場合（ただし、第 8 条最終段落により提起される手続については、先の商標権者が保護期間満了に続く 2 年間自己の商標を使用していなかった場合は、その違反は無効の理由を構成しない。）
 - (c) 廃止（憲法裁判所の決定 NO.2013/147E 及び 2014 年 4 月 9 日付け NO.2014/75K により破棄されました。これは、2014 年 7 月 24 日発行の官報 NO.29070 にて公告されました。）
 - (d) 商標権者の行為を通じて商標が商品又はサービスにつき一般名称になった場合
 - (e) 商標権者又は商標権者により授権された者によりなされる使用の結果、登録対象の商品又はサービスの性質、品質、生産場所及び原産地表示につき公衆に混同の虞がある場合
 - (f) 商標が第 59 条に違反して使用される場合
- (以下、省略)

法第 43 条 無効宣言の請求

侵害の被害者、国家の公訴官又は関係庁は、裁判所に対して無効を請求することができる。

また、登録商標が 5 年間不使用の場合には、登録商標は失効する（法第 14 条）。

法第 14 条 商標の使用

登録に続く 5 年の期間内に、正当な理由なく商標が使用に供されない場合、又はその使用が継続して 5 年間で中止した場合は、商標は失効する。

次の事項は、使用を構成する。

- (a) 登録商標の識別性を改変しないで、要素において異なる様式での登録商標の使用
- (b) 専ら輸出目的の商品又はその包装上の商標の使用
- (c) 商標権者の承諾のある商標の使用
- (d) 商標を帯びる商品の輸入

(3) 訂正審判

商標登録査定後に訂正する制度はない¹²⁴。

5.1.15. その他

所定の手数料の支払がない場合には、商標登録出願は取り下げられたものとみなされる。

法第 81 条 手数料納付条件及び効力

出願及び登録商標についての施行規則に規定の手数料は、出願人、商標権者又は商標代理人により納付されなければならない。

商標登録に係る規定手数料が本法に規定の期間内に納付されない場合は、商標登録出願は、取り下げられたものとみなされる。

¹²⁴ 本調査研究における質問票調査に基づく。

5.2. 審査基準・審査ガイドライン

商標について審査全般及び類否判断に関する審査基準が整備されており、トルコ特許庁のウェブサイト上¹²⁵に公開されている¹²⁶。

商標の審査基準は、以下のとおり、三つのパートからなる。

パート A：職権による商標登録出願の審査

- 第 1 章：一般原則
- 第 2 章：出願受理と方式審査
- 第 3 章：優先権
- 第 4 章：絶対的拒絶理由
- 第 5 章：使用により獲得した識別性
- 第 6 章：証明標章及び団体標章

パート B：請求による審査：異議申立ての手續

- 第 1 章：同一に基づく異議申立て
- 第 2 章：混同のおそれ
- 第 3 章：代理人等の承認を得ない出願
- 第 4 章：未登録商標又は取引上使用される商標に基づく異議申立て
- 第 5 章：商標に化体した信用
- 第 6 章：他の知的財産権又は産業財産権に基づく異議申立て
- 第 7 章：証明標章又は団体標章に基づく異議申立て
- 第 8 章：存続期間が満了した商標に基づく異議申立て

パート C：請求による審査：悪意

一方、出願人向けの出願の手續、手数料等に関する情報についてもウェブサイト¹²⁷で公開されている。

¹²⁵ トルコ特許庁ウェブサイト公開

<http://www.turkpatent.gov.tr/TurkPatent/resources/temp/63F32839-2FC0-4E17-9821-6611259C43AE.pdf> (最終アクセス日：2017年2月24日)

¹²⁶ 本調査の質問票調査の回答に基づく。

¹²⁷ トルコ特許庁ウェブサイト <http://www.turkpatent.gov.tr/TurkPatent/> (最終アクセス日：2017年3月3日)

5.3. 審査業務

5.3.1. 出願から登録までの流れ

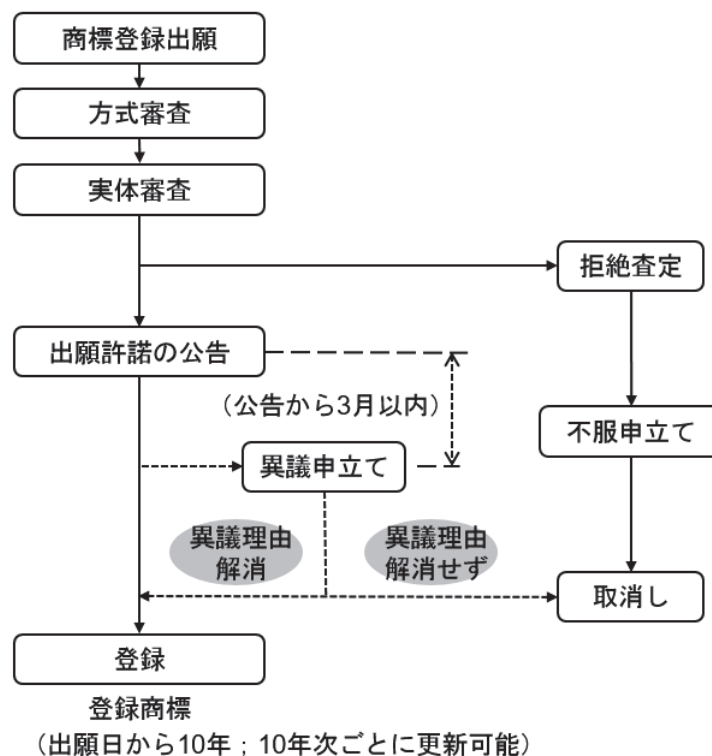


図 TR-5 出願から登録までの流れ¹²⁸

5.3.2. 使用分類

商品・サービス国際分類（以下、「ニース分類」という。）（第10版）を採用

5.3.3. 出願に用いる言語

出願時の言語はトルコ語である¹²⁹。出願時に外国語で記載された書類については、トルコ語の翻訳が必要となる。

規則第12条 願書の付属書類

(中略)

(h) 優先権を主張している場合は、優先権書類の原本又は認証謄本、及び当該書類のトルコ語認証翻訳文

(中略)

(k) 外国での登録又は出願を基にする出願に関しては、登録国が交付し、出願人が商業、製造又はサービスの事業に従事していることを示している証拠書類のトルコ語認証翻訳文、又は登録国が交付した商標登録証の原本若しくは認証謄本（以下、省略）

¹²⁸ 外国産業財産権侵害対策等支援事業ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」トルコ” <http://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/TURKEY.html>（最終アクセス日：2017年2月10日）及びトルコ商標法を参考に作成した。

¹²⁹ 本調査研究における質問票調査に基づく。

5.3.4. 出願日の認定と出願書類

商標登録出願に必要な書類は法第 23 条に規定されており、出願後の方式審査で不備がない場合には、原出願がなされた日を、日時を基準に出願日とされる（法第 29 条）。出願書類等に不備がある場合には、出願日が繰り下げられる場合がある（法第 30 条）。

法第 23 条 出願

標識の登録出願は、次により提出しなければならない。

- (a) 願書。その様式及び内容は、施行規則に規定されるものとし、出願人の身元を証明する情報を含まなければならない。
- (b) 複製に適する商標見本
- (c) 商標が使用される対象の商品及びサービスの目録
- (d) 出願手数料納付を証明する領収書原本
- (e) 分類手数料納付を証明する領収書原本
- (f) 代理人が任命されている場合の委任状
- (g) 出願人が法人である場合の署名一覧
- (h) 出願人の事業活動の証拠書類

商標登録出願が有効となるためには、出願手数料は、出願時に納付しなければならない。

個別の出願は各商標につき出願しなければならない。

商標登録出願と共に提出される又は事後に庁に提出されるすべての書類は、施行規則を遵守しなければならない。

法第 29 条 出願条件遵守の審査

庁は、出願が第 23 条に規定される条件を遵守するか否か及び欠陥があるか否かを審査するものとし、無欠陥であるとの結論に達した場合は、出願は、庁又は庁により当該目的のために授権された機関に対する原出願の日、時間及び分を出願日として付与される。

優先権宣言が提出されている場合は、庁は、第 25 条、第 26 条及び第 27 条にしたがって審査を行なう。

法第 30 条 出願条件遵守に係る欠陥の修正

(中略)

出願人が、庁の請求に応じて、施行規則に規定の期間内に第 23 条(e)、(f)、(g)及び(h)の範囲内の欠陥を修正する場合は、庁は、欠陥のある出願が最初に提出された日を出願日として認容する。

(以下、省略)

5.3.5. 審査の手順

前記の出願日確定後に、法第 31 条（適格性）又は第 32 条（絶対的拒絶理由）に基づい

て実体審査がなされ、拒絶理由がない場合に出願許諾の公告¹³⁰がなされる（法第 33 条）。

前記の異議申立期間内には、異議が提起されなかった、又は異議理由が解消した場合には商標登録がなされる（法第 39 条）。

法第 31 条 適格性に係る審査

第 3 条の範疇外の自然人又は法人による出願は、拒絶される。

法第 32 条 拒絶の絶対的条件の審査

庁は、出願が出願条件の遵守に係る欠陥がないとの結論に達した上、登録対象のすべて又はいくつかの商品若しくはサービスにつき第 7 条により適格であるか否かを決定するために出願を審査するものとし、不適格と認められる出願は、すべての又はいくつかの当該商品若しくはサービスにつき第 7 条により拒絶する。

法第 33 条 出願の公告

出願条件を遵守し第 29 条、第 30 条、第 31 条又は第 32 条により拒絶されていない登録出願は、関係公報で公告する。

前段にいう条文により出願が公告後に拒絶される場合は、拒絶決定も公告する。

法第 39 条 登録

本法及び関係規則による出願が、欠陥がないと認められる場合、欠陥が修正済である場合、所定期間内に異議申立を受けていない場合、又は異議申立が拒絶されている場合は、登録簿に記入されるものとし、出願人は、商標登録証を受領しなければならない。

（以下、省略）

5.3.6. 審査結果の通知及び応答

前記の方式審査において、願書の身元を証明する情報に不備がある、又は手数料納付の領収書の提出がない等基本的な情報について不備がある場合には出願が拒絶され、委任状、出願人の署名等の書類に不備がある場合には補正命令が出される（法第 30 条）。

また前記の商標登録出願の許諾が公告される前の審査において、出願条件又は第 29 条、第 30 条、第 31 条又は第 32 条の要件を満たさない場合には拒絶される（法第 33 条）。なお、オンラインによる通知が可能である¹³¹。

法第 30 条 出願条件遵守に係る欠陥の修正

第 23 条の条件の遵守に係る欠陥がある場合は、庁は、施行規則に規定の期間内に当該欠陥事項を修正するよう出願人に請求する。

庁は、第 23 条(a)に規定されるように出願人の身元を証明する情報が完全に若しくは部

¹³⁰ 法第 33 条の条文の日本語訳における「出願条件を遵守し第 29 条、第 30 条、第 31 条又は第 32 条により拒絶されていない登録出願の公告」とは、異議申立前の出願許諾の公告ことである。出願許諾の公告については、「5.1.7. 第三者による情報提供制度」を参照

¹³¹ 本調査研究における質問票調査に基づく。出願許諾の公告の前の実体審査において不備がある場合に補正が可能という情報を得たが、商標法で関連する条文を確認することができなかった。

分的に欠ける場合、又は同条(b)、(c)及び(d)に規定の書類の何れかが提出されていない場合は、出願を拒絶する。

(以下、省略)

5.3.7. 出願・登録手数料

商標の出願手数料等については、トルコ特許庁のウェブサイト¹³²に公開されている。主な手数料は以下のとおりである。

単位：トルコ・リラ (=約 34 円；2016 年 10 月時点)

項目	手数料	
		オンライン
出願 (1 区分)	305	205
出願 (1 区分追加)	305	205
登録	840	560
庁の決定に対する不服審判請求	525	350
出願の分割	600	400
更新 (満了期間前 6 月以内)	1065	710
更新 (満了期間後 6 月以内)	1600	1065

¹³² トルコ特許庁ウェブサイト <http://www.turkpatent.gov.tr/TurkPatent/fees/informationDetail?id=110> (最終アクセス日：2017年2月12日)

N. 概括表 特許(I) (2016年12月時点)

	保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類	出願日の設定	方式審査	実体審査
GCC	製品、工業的方法又は製造方法	出願日から20年	自己の特許発明を専ら実施する権利及び他人による専ら実施を妨げる権利(物の製造、使用、販売、輸入、販売、販売のための貯蔵をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 英語	国際特許分類 (IPC)	願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面)	○	○
トルコ	産業財産権の範囲で保護に適合し認められる発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を防止する権利(物の製造、使用、販売、輸入、又は個人利用以外の目的のための貯蔵をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	トルコ語、英語、フランス語、ドイツ語	国際特許分類 (IPC)	願書 ・明細書、クレーム、要約、図面 ・手数料納付の領収書	○	○
イスラエル	・発明であって、あらゆる技術分野の物又はプロセス ・新規かつ役立つものであり、産業上の利用性があり、進歩性を有するものの特許性のある発明	出願日から20年	自己の特許発明を他人が利用することを防止する権利	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	・ヘブライ語 ・アラビア語 ・英語	国際特許分類 (IPC)	出願書類が提出された日 (出願人氏名、手数料)	○	○
イラン	何らかの製品又は方法を初めて生み出し、専門性、テクニク、技術、産業等何らかの方向において具体的な問題の解決策を提供する人の精神の成果	出願日から20年	自己の特許発明を専ら実施する権利及び他人による専ら実施を妨げる権利(物の製造、使用、販売、輸入、販売、販売のための貯蔵をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	・ペルシャ語 ・英語	国際特許分類 (IPC)	出願人の身元の証明、発明の簡単な説明	○	○
UAE	物、製造の方法又は技術的な問題に対する実用的解決につながる公知の製造の方法の応用に関連するすべての革新的な思想	出願日から20年	・自己の特許発明を利用する権利(物の発明の場合、利用とは、その物の製造、使用、販売をいう。) ・自己の特許発明の他人の利用を防止する権利(物の発明の場合、利用とは、物の製造、使用、保持、販売又は輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 英語	製品分類	願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面) ・手数料	○	○
バーレーン	進歩性を含み、工業的に利用可能である新規な発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を禁止する権利(物の製造、使用、販売、又はそれらを目的とした輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	(未整備)	出願費用 ・出願書類	○	○
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	新規であり、進歩性を含み、産業上利用可能なものが発明である。	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を禁止する権利(物の発明の場合、実施とは、その物の製造、輸入、販売の申出、販売、利用又は販売の申出、販売若しくは利用の目的の所有をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 アラビア語以外の場合、翻訳の添付	国際特許分類 (IPC)	出願書式 ・出願人情報 ・明細書	○	○
カタール	新規性、進歩性を有し、産業上利用可能である発明	出願日から20年	自己の特許発明を専ら実施する権利及び他人による専ら実施を禁止する権利(物の発明の場合、実施とは、その物の製造、使用、販売の提供、販売、又は輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○※2	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類 (IPC)	願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面) ・手数料	○	○
サウジアラビア	登録要件を満たす、製品、方法又はその何れかに関連する発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による利用を禁止する権利(物の発明の場合、利用とは、その物の製造、使用、販売の申出、使用、保管又はこれらすべての輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類 (IPC)	願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面) ・手数料	○	○
ヨルダン	技術分野における製品、方法、又はその両方で、当該分野における特定の課題に対する実施可能な解決策となる発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を禁止する権利(物の発明の場合、実施とは、その物の生産、利用、販売の申出、販売又は輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 アラビア語以外の場合、翻訳の添付	国際特許分類 (IPC)	願書 ・詳細説明(明細書、クレーム、引用文献一覧等) ・要約	○	○
エジプト	工業製品、産業上の方法の応用に関連する発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による利用を禁止する権利(ただし、物の輸入、使用、販売又は流通については、いずれかの国で商業化した場合に特許権が消滅する。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類 (IPC)	願書 ・詳細説明(明細書、クレーム、(同発明の)外国の出願書類と審査結果等) ・手数料納付の領収書	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 クウェートの特許制度は、GCCの特許制度がカバーしている。

※2 ただし、PCT規則4.17に従っている。

N. 懸待査 特許(2) (2016年12月時点)

	第三者による情報提供制度	出願公開制度	審査請求制度	秘密特許	分割に関する制度	出願の変更に関する制度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答(方式審査)	審査結果の通知及び応答(実体審査)
GCC	×	×	×	○	○ ※5	×	○ 公告より3月以内	○ 通知より3月以内	○	×	○ 通知より90日以内に補正可能	○ 通知より3月以内に補正可能
トルコ	○	○	○	○	○	○	○ 方式要件に対するもの	○ 通知から2月以内、裁判所へ	○ 裁判所への申立	×	○ 意見書提出と補正が可能	○ 通知から6月以内に意見書提出と補正が可能
イスラエル	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○ 通知から4月以内に応答	○ 通知から4月以内に応答
イラン	×	×	×	×	○	×	○	○ 通知より2月以内に裁判所へ	○ 裁判所への申立	○	○ 通知より30日以内に補正可能	○ 通知より30日以内に補正可能
UAE	×	×	×	○	○	○	○ 公告から60日以内	○ 通知を受けた日から60日以内	○ 裁判所への申立	×	○ 通知より30日以内に補正可能	○ 補正可能
バーレーン	×	×	×	○	○	○	○ 公告から60日以内	○ 査定のお知らせから60日以内に最高裁へ	○	×	○ 通知から30日以内に補正可能	○ 通知から30日以内に補正可能
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	○	○	○	×	○	○	○ 通知から60日以内に裁判所へ	○ 通知から60日以内に裁判所へ	○ 裁判所への申立	○	○ 通知から60日以内に補正可能	○ 通知から90日以内に補正可能
カタール	×	×	×	×	○ ※6	×	○ 公告後60日	○ 通知を受けた日から15日 ※7	○ 裁判所への申立	×	○ 方式審査の通知から15日以内に補正可能	○ 実体審査の通知から3月以内に補正可能
サウジアラビア	×	○	×	○	○	×	○ 請求期間：規定なし、ただし3月という情報がある。	○ 請求期間：規定なし、ただし90日という情報がある。	○	×	○ 方式審査の通知から90日以内に補正可能	○ 実体審査の通知から3月以内に補正可能
ヨルダン	×	×	×	×	○	×	○ 出願承諾の公告から3月以内	○ 決定から60日以内に裁判所へ	○ 裁判所への申立	×	○ 特許権発行まで補正が可能	○ 特許発行まで補正が可能
エジプト	×	×	×	×	○ ※6	○	○ 出願受理の公告から60日以内	○ 決定通知から30日以内に委員会へ	○ 裁判所への申立	×	○ 補正又は補足の要求から3月以内	○ 応答可能

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 クウェートの特許制度は、GCCの特許制度がとて、実体審査開始カバールしている。

※2 実体審査料を支払うこと、早期審査を請求できる。

※3 分割できるとの情報がある。

※4 日エ間のPPHが利用可能

※5 法令の規定はなく、運用により実施

※6 分割できるとの情報がある。

※7 請求期間：規定なし、ただし90日という情報がある。

N. 特許権 実用新案(1) (2016年12月時点)

保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類	出願日の認定	方式審査	実体審査
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
産業財産権の範囲で保護に適合し認められる考案（特許法の準用）	出願日から10年	自己の登録実用新案の他人による実施を防止する権利（物の発明の場合、実施とは、その物の生産、販売、使用、若しくは輸入、又は輸入利用以外の目的のための在庫保有をいう。）※特許法準用	第1回出願日から12月	○	新規性 産業上利用可能	トルコ語、英語、フランス語、ドイツ語	国際特許分類（IPC）	願書 明細書、クレーム、要約、図面 手数料納付の領収書	○	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
製造の方法又は技術的な問題に対する実用的解決につながる公知の製造の方法の応用に関連するすべての革新的な思想	出願日から10年	自己の登録実用新案を利用する権利（物の発明の場合、利用とは、その物の製造、使用、販売をいう。） 自己の特許発明の他人の利用を防止する権利（物の発明の場合、利用とは、物の製造、使用、保持、販売又は輸入をいう。）	出願日より12月	○	新規性 （革新的なものではない） 産業上利用可能	アラビア語、英語	製品分類を適用（IPCは使用していない。）	願書 明細書（クレーム、要約、図面） 手数料、など	○	○
産業上利用可能である新規な発明	出願日から10年	自己の登録実用新案の他人による実施を禁止する権利（物の発明の場合、実施とは、その物の製造、利用、使用、販売の提供若しくは販売、又はそれらを目的とした輸入をいう。）	出願日より12月	○	新規性 産業上利用可能	アラビア語	（未整備）	出願費用 出願書類	○	○
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
発明であり、進歩性を含み、産業上利用可能なものが発明である。	出願日から10年	自己の特許発明の他人による実施を防止する権利（物の発明の場合、実施とは、その物の製造、輸入、販売、利用又は販売の申出、販売若しくは利用の目的の所有をいう。）※特許法準用	出願日より12月	○	新規性 進歩性 産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類（IPC）	出願書式 出願人情報 明細書	○	○
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
装置、道具及び設備の構造、構成、製品、製造過程・製造方法、並びに現在使われている同種のもの、に関する追加技術	出願日から7年	自己の特許発明の他人による利用を禁止する権利（ただし、物の輸入、使用、販売又は流通については、いづれかの国で商業化した場合に特許権が消失する。）※特許法準用	第1回出願日から12月	○	新規性	アラビア語	国際特許分類（IPC）	願書 詳細説明（明細書、クレーム、図面） 外国の出願書類と審査結果等 手数料納付の領収書	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

N. 概括表 実用新案(2) (2016年12月時点)

	第三者による 情報提供 制度	出願公開制 度	審査請求制度	秘密特許	分割に関する制 度	出願の変更 に関する制 度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判 所へ	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答 (方式審査)	審査結果の通知及び応答 (実体審査)
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	通知から3月以内に応答	-
イスラエル	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
イラン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
UAE	×	×	×	○	×	×	○	○	○	×	通知より30日以内に補正 可能	補正可能
パレーレン	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	通知から30日以内に応答	通知から30日以内に応答
クウェート	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
オマーン	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	通知から60日以内に応答	通知から90日以内に応答
カタール	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
エジプト	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	補正又は補足の要求から 30日以内	応答可能

○制度あり ×制度なし ー情報なし

※1 実体審査料を支払うこと ※2 分割できるとの情報がある
で、実体審査開始

N. 製造業 意匠(1) (2016年12月時点)

	保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類	出願日の認定	方式審査	実体審査
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	工業品又は工業品等としての物品の五感で感知される模様	出願日から5年 最長5年まで5年ごとの更新が可能	自己の登録意匠の権利(実施とは、自己の意匠が使用された物品の生産、市場化、販売、販売の申出、輸入、商品化又はそれらの目的で在庫保持することをいう。)	第1国出願から6月	○	新規性、独自性	トルコ語	国際意匠分類(ロカルノ分類)	・願書 ・図面(又は写真等) ・手数料納付の領収書	○	×
イスラエル	工業品若しくは手段によって物品に施される形状、構成、模様又は装飾の特徴であって、完成した物品において、視覚に訴え、視覚によつてのみ判断されるもの(機能のみによるものは除く)	出願日から5年 5年ごと2回の延長が可能	自己の登録意匠を他人が実施することを防止する権利(実施とは、登録意匠に係る物品の物品に意匠若しくは商標等を応用する又は応用を可能とする意図を持った行為、又はその応用を知らずながら当該物品を公開し、若しくは商取引のために展示することをいう。)	第1国出願から6月	○	国内新規性、独自性	ヘブライ語 アラビア語(推奨されない) 英語	国際意匠分類	出願書式 図面 出願費用	○	○
イラン	線、色彩又は立体的形状であり、工業又は手工業の製品に特別の外観を与えるもの 新規、独自性	出願日から5年 5年ごと2回の延長が可能	自己の登録意匠を他人による実施を妨げる権利(実施とは、物品の製造、販売、輸出、輸入、販売の申出、販売、使用又はその目的のための貯蔵をいう。)	第1国出願から6月	○	新規、独自性	ペルシヤ語	国際意匠分類	出願書類	○	○
UAE	産業又は工業で使用する事ができる革新的な3次元形状である。	出願日から10年	自己の登録意匠の他人の実施を防止する権利(実施とは、製品を製造するために産業回面若しくは意匠に関する製品を輸入若しくは保持をいう。)	第1国出願から6月	○	新規、革新的で、かつ産業上又は工業製品として利用し得るもの	アラビア語、英語	製品の分類(ロカルノ分類ではない。)	願書 図面 手数料 など	○	×
バーレーン	線及び色の配置又は彩色された若しくは彩色されない三次元形状を工業的図面又はモデルとみなす。	出願日から10年 5年の延長が1回のみ可能	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利(実施とは、物品の製造、販売、意匠を含む又は本質的に異なる物品の商業目的の輸入をいう。)	第1国出願から6月	○	独自性、新規性	アラビア語	未整備	出願書式 図面 出願費用	○	○
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	線又は色の任意の構成又は任意の3次元形状であり、そのような構成物又は形態が、工業製品又は手工業製品に特別な外観を与え、産業又は手工業品の形態(pattern)として役立つことができ、視覚に訴え、判断される物である。	出願日から5年 5年ごと2回の延長が可能	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利(物の発明の場合、実施とは、物品の製造、販売又は輸入をいう。)	第1国出願から6月	○	新規性	アラビア語	国際意匠分類	出願書類	○	○
カタール	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2
サウジアラビア	3次元の具体物、描画、図形又は写真	出願日から10年	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利(利用とは、登録意匠を含む又はその製品の製造、販売又は輸入をいう。)	第1国出願から6月	○	新規であり、かつ、これを既知の工業意匠から区別する特徴を有する。	アラビア語	国際意匠分類	願書、明細書、図面、手数料、など	○	×
ヨルダン	法第2条で定義される意匠又は工業モデル	出願日から15年	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利(実施とは、登録意匠を付した物品の生産、輸入又は販売をいう。)	第1国出願から6月	○	新規性があり、独自性がある工業意匠であること	アラビア語、英語 (アラビア語以外の場合)	国際意匠分類	・願書 ・図面 ・意匠に係る物品の種類 ・意匠の区分/分類	○	○
エジプト	線又は立体的の組合せ	出願日から10年であるが、所定の条項により5年延長される。	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利(利用とは、自己の登録意匠を付した製品の製造、販売又は輸入をいう。)	第1国出願から6月	○	新規性 産業上利用が可能	アラビア語	国際意匠分類	・願書 ・意匠(又は見本)	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 事実上運用されていない。

※2 登録手続きが存在しない。

N. 概括表 憲匠② (2016年12月時点)

	第三者による情報提供制度	出願公開制度	審査請求制度	秘密意匠	分割に関する制度	出願の変更に関する制度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答(方式審査)	審査結果の通知及び応答(実地審査)
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	不備がある場合に補正命令	-
イスラエル	×	×	×	○	○※3	×	○	○	○	○	決定から3月以内	決定から3月以内
イラン	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	通知から30日以内に訂正を求められる。	通知から30日以内に訂正を求められる。
UAE	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	通知より30日以内に補正可能	-
バーレーン	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	補正可能	補正可能
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	通知から60日以内に補正が求められる。	通知から60日以内に補正が求められる。
カタール	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	通知より90日以内に補正可能	×
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	不備がある場合に補正命令	通知あり
エジプト	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	不備がある場合に補正命令	補正可能

○制度あり ×制度なし -情報なし

※1 事実上運用されていない。

※2 登録手続きが存在しない。

※3 分割できるとの情報がある。

N. 標活表 商標(1) (2016年12月時点)

保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類 (2016年12月時点)	出願日の認定	方式審査	実体審査
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
文字・商品形状等で、印刷により刊行及び複製可能なものから構成された、自己商標識別のための商標	出願から10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一の商標の指定商品・役務での使用、登録商標と混同の恐れのある商標の使用、又は登録商標の範囲には該当しないが周知の登録商標の評判を利用して不当な利益を得る若しくは害するおそれのあるものを使用をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	トルコ語	国際分類 (第10版) ※1	・願書 ・商標見本 ・商標が使用される商品・役務のリスト ・手数料納付の領収書	○	○
2次元または3次元の文字、数字、単語、図案又は記号、又はそれらの組み合わせ、及び音響、触覚、芳香	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標が付された商品及び関連する事項への商標の使用をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	ヘブライ語 アラビア語 英語	国際分類 (第9版)	出願様式 出願費用	○	○
視覚的標識	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一の使用、当該商標と類似した商標の使用、又は当該商標と類似した商品・役務との間で混同を起す使用をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	ペルシャ語	国際分類 (第9版) ※1	出願様式 出願費用	○	○
識別力を有する形態を備えた任意のもの (音声も対象)	10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を使用して消費者に混同を生じさせる行為をいう。)	6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (10版) ※1	願書 手数料 委任状、など	○	○
名称、文言、シグネチャ、キャラクター、記号、数字、題名、印章、図面、画像、刻印、楕円、図形的要素、形状又は色、色味又は色の組合せ、その他の標識又は標識群等、及び音、匂いも対象	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第10版) ※1	出願様式 出願費用	○	○
名称、文言、シグネチャ、キャラクター、記号、数字、題名、印章、図面、画像、刻印、楕円、図形的要素、形状又は色、色味又は色の組合せ、その他の標識又は標識群等、及び音、匂いも対象	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第8版) ※1	出願様式 出願費用	○	○
識別性 (音、匂い、味も対象)	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	第1国出願から6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (版、不明) ※1	出願様式	○	○
視覚的に認識可能で、製品を区別することができるすべての明確な標章	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	6月	×	固有の形態	アラビア語	国際分類 (第8版) ※1	願書 手数料	○	○
自己の製品又はサービスに用いられる商標	10年 10年ごとの期間 延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第10版) ※1	願書 手数料 サウジアラビア領事館により署名、認証された委任状(代理人による場合)	○	○
自己の製品又はサービスに用いられる視覚によって認識できる標章	出願から10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を排他的に使用する権利(使用とは、登録商標と混同を生じるほど同一又は類似する商標の使用をいう。)	6月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第8版)	願書 商標	○	○
自己の製品又はサービスに用いられる視覚によって認識できる標識	出願から10年 10年ごとの更新 可能	自己の登録商標を使用許諾をする権利	第1国出願から6月	×	自己商品識別性 使用又は使用予定	アラビア語	国際分類 (第10版)	願書 商標の画像 標章	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 保護の例外あり

N. 概括表 高標② (2016年12月時点)

	第三者による 情報提供 制度	出願公開制 度	審査請求制度	秘密特許	分割に関する 制度	出願の変更 に関する制 度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答 (方式審査)	審査結果の通知及び応答 (実体審査)
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	○	×	×	—	○	×	○ 公告から3月	○	○ 裁判所への申立	×	不備がある場合に補正命 令	補正可能という情報があ る。
イスラエル	○ 慣行として 実施	×	×	×	○ 分類の分割	×	○ 公告から3月	○	×	×	所定の期限内に応答可能	所定の期限内に応答可能
イラン	×	×	×	×	×	×	○ 公告から30日	○	×	×	通知の日から2か月以内	通知の日から2か月以内
UAE	×	×	×	×	×	×	○ 公告から30日	○	×	×	通知の日から60日以内	補正可能
パレーレン	×	×	×	×	×	×	○ 公告から60日	○	×	○	決定の通知日から90日以 内	決定の通知日から90日以 内
クウェート	×	×	×	×	×	×	○ 公告から60日	○	×	○	通知された日から90日以 内	通知された日から90日以 内
オマーン	×	×	×	×	×	×	○ 公告から90日	○ 裁判所への申立	×	×	通知を受領した日から60 日以内	通知を受領した日から60 日以内
カタール	×	×	×	×	×	×	○ 公開から4月	○	×	○	補正可能	補正可能
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	決定の通知日から90日以 内	決定の通知日から90日以 内
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	○	○ 裁判所への申立	×	×	補正又は修正が可能	補正又は修正が可能
エジプト	×	×	×	×	×	×	○	○ 裁判所への申立	×	○	不備がある場合に補正命 令	補正可能

○制度あり ×制度なし —情報なし

平成 29 年 3 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

中東諸国における特許・実用新案・意匠・商標の審査運用の実態
および審査基準・審査マニュアルに関する調査研究 報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>